

令和2年3月17日（火） 場所 委員会室

○出席委員

委員長	関口 博	委員	高原 幸雄
副委員長	香西 貴弘	〃	石塚 陽一
委員	青木 健	〃	小川 宏美
〃	藤田 貴裕		

○委員外出席者

陳情者	富田 貴子	陳情者	日下 努
〃	平松 朝彦		

○出席説明員

市長	永見 理夫	生活環境部長	橋本 祐幸
副市長	竹内 光博	(兼) 防災安全担当部長	
教育長	是松 昭一	まちの振興課長	三澤 英和
		(兼) 都市整備部特命担当課長	
政策経営部長	藤崎 秀明		
市長室長	吉田 徳史	都市整備部長	門倉 俊明
政策経営課長	黒澤 重徳	都市整備部参事	江村 英利
		工事担当課長	佐伯喜重郎
行政管理部長	雨宮 和人	国立駅周辺整備課長	関野 達也
職員課長	平 康浩	都市農業振興担当課長	関 慎一
		(兼) 農業委員会事務局長	
健康福祉部長	大川 潤一		
		会計管理者	矢吹 正二
子ども家庭部長	松葉 篤	教育次長	宮崎 宏一

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	波多野敏一

○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 陳情第1号 種苗法第21条第3項の自家増殖禁止を重く受け止め、新たな施策を求めることに関する陳情
- (2) 陳情第2号 東1号線の一方通行化の中止に関する陳情
- (3) 陳情第3号 国立駅南口前ロータリーにおける車道幅狭小化反対に関する陳情

- (4) 陳情第4号 最低賃金の大幅引上げによる生活改善を求める意見書提出に関する陳情
2. 報告事項
- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
陳情第1号	種苗法第21条第3項の自家増殖禁止を重く受け止め、新たな施策を求めることに関する陳情	2.3.17 採 択
陳情第2号	東1号線の一方通行化の中止に関する陳情	2.3.17 採 択
陳情第3号	国立駅南口前ロータリーにおける車道幅狭小化反対に関する陳情	2.3.17 不 採 択
陳情第4号	最低賃金の大幅引上げによる生活改善を求める意見書提出に関する陳情	2.3.17 採 択

○【関口博委員長】 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設環境委員会を開きます。

議題に入る前に、本日の委員会につきましては、これまでの会派会議等の協議を受け、議会として、新型コロナウイルスの感染拡大の防止等を図るため、出席説明員には必要に応じて別室での待機を求め、委員会室への入退室については、休憩時間以外にも行うことを認めております。また、審査につきましては、通常よりも短い時間で休憩をとり、室内の換気を行うなどリスク低減の対応を行うことも確認されております。以上について、御了承願います。

委員の皆様におかれましては、端的な質疑を行っていただき、出席説明員の皆様におかれましても簡潔明瞭な答弁に努めていただくことも会派会議等において確認しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題に入ります。



議題(1) 陳情第1号 種苗法第21条第3項の自家増殖禁止を重く受け止め、新たな施策を求めることに関する陳情

○【関口博委員長】 陳情第1号種苗法第21条第3項の自家増殖禁止を重く受け止め、新たな施策を求めることに関する陳情を議題といたします。

陳情者から趣旨説明と、お手元でございますとおり資料配付をしたいとの申し出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いします。なお、趣旨説明は簡潔にお願いいたします。

○【富田貴子陳情者】 済みません、マスクを外させていただきます。よろしいでしょうか。

私の陳情書は、2017年11月27日、陳情第25号主要農作物種子法廃止に際し、公共財としての日本の種子を保全する新たな法整備と積極的な施策を求める意見書提出に関する陳情の続きの流れというふうを受けとめていただきたいと思います。これは附帯決議であったためにさっと通されたのか、そんなに重く受けとめられていないような気がするんですけども、実はこの提出者の中に、青木市議、高原市議、それから関口市議がいらっしやいまして、これは全会一致で通った陳情書なんですが、お三方は特に詳しいと思いますので、もしわからないことがあれば、これに関してお三方に聞いていただきたいと思います。

その流れで種苗法というのが出てきました。実は、種苗法に関して陳情ということにしたかったんですが、資料に種苗法の一部を改正する法律案の概要とありますが、これは通ってしまったんですね。実は通ってしまいました。それで、何が問題かと言いますと、一番初めの動機ですが、特に言いたいことは、海外、自分の国の優良品種を海外に流出するというのを非常に懸念したということが動機になっている法案なんですが、詳しく調べましたら、これは国内法なんです。はっきり言って国内法ですから、海外でほとんど通用いたしません。それが証拠に、今、シャインマスカット、非常に宣伝しておりますが、これは中国のほうが多く生産しております。何の法的拘束がありません。

では、それをどうやって法的拘束を有効にするか。2つしかありません。1つは刑事告発するか、それから、例えば中国なんかで先に品種登録または商標登録をしてしまうか、この2つしかありません。だからちょっと申しわけないんですが、この動機に関しては非常に弱い。種苗法の動機としては

弱いということを申し上げておきます。

それから、種苗法で何をしているかということ、登録品種というのをどんどんふやそうとしているんです。どのようにふやしていこうとしているかというのは、初めが、私の陳情書に書いてありますが、バラ、カーネーションなど23種だったのが、2017年3月には野菜、果実などを含む289種類に拡大しております。この登録品種というのをどんどんふやしていくと、自家増殖というのができなくなります。つまり、農家の方が自分でとった種をそのまま次に使うということができなくなります。これをどんどんふやそうとしているんです。どういうことになるかということ、最終的には種を買わなくてはいけない。そして、その種はF1種といいまして一代限りなんです。非常にいいものができますけど、一代限りなんです。

じゃ、どうするか。その次の年には、モンサントというのが名前を変えてバイエルとなりましたけれども、そういう主に外資系の会社が扱っている種子を毎年毎年買わなければいけなくなってくるんです。日本の農業、どうなってしまうかということで、これははっきりと出たわけではないんですが、原則自家増殖を禁止という方向に向かっているのではないかという懸念があります。

それで、種子法のところで全会一致で通ったので、皆さん、ある程度御存じだと思いますが、種子法廃止の結果、非常に困ったことというのは、在来種の保全というのができにくくなったことと、公的種子事業という、これはすごく大事で、すごいお金をかけて種子を守るという制度ができていたんですけど、種子法の廃止によって、この2つをしなくてよいということになってしまっているんです。

じゃ、日本の農業はこれからどうなってしまうのでしょうか。それでなくても日本の食が大変危険だというのは、食に関する参考資料というのを見ていただきたいのですが、米国では遺伝子組み換えがたくさん使われ出したときから、慢性疾患、アレルギーが非常にふえているという結果がはっきり出ております。私の姉はアメリカに30年以上おり、もうグリーンカードを取っておりますが、何で日本は有機のラベルのものが無いのと、アメリカでは有機のラベルのものが無いものはアメリカ人は買わないと、ちょっと極端かもしれませんが、そういう話をしておりました。

それで、突出する日本の遺伝子組み換え作物の承認数、これを見ていただければわかりますけれども、日本は突出しております。この遺伝子組み換えというのはアメリカから出てきたものです。アメリカで、小さな微生物か生き物の遺伝子を植物に入れたところ、害虫に強いということですから発達してきたものなんですけど、これが一挙に広まりまして、物すごく広まったところで、何か病気がふえてきたということに世界各国が気づき始めて、それで自粛ということに、なるべくしないというのがこの表です。遺伝子組み換え作物承認数というのがだんだん減ってきたということです。

それと関連しますけれども、有機ということ非常にヨーロッパでもアメリカでも重視し出して、この左の下にある全耕地面積に対する割合、日本が0.5で、ほとんど気にしていないという結果です。それから、もう1つ怖いのは、ちょっと横道にそれますが、グリホサートというはっきりと発がん物質が疑われている農薬です。それが非常にいろいろなところへ入り込んでしまっている。日本はそういうことに関して非常に寛容です。だから、そういう会社が喜んで日本に対して、基準が甘いので、しかも遺伝子組み換えの表示をしなくてもいいということが2023年ぐらいから行われると思います。もし違っていたらごめんなさい。それで、非常に危惧しなくてはいけないのは、食料というのはミサイルと一緒にだというふうに言われています。もう戦争をやったら、先に核のボタンを押したほうが勝ちですよ。ということになりますけど、そんなことをしなくたって、その国民を飢え死にさせればいいわけです。

それで、図7-6、これは自給率の推移ですが、日本の自給率はどんどん下がっております。どのくらいそれが世界的に顕著かといいますと、図7-7、参考資料の右下、日本はほとんど下のほうに来ております。こういうときに種苗法というものが追い打ちをかけて、日本の食料が危機になってしまっているのでしょうか。それから、世界的に見ても、100年間で9割近い品種が失われています。今、気候変動も非常に、皆さんも肌で感じていらっしゃると思いますが、激しいです。こういうときに生物多様性というものが失われると非常に食料ということに対して危険な状態ということに、特に日本は危険な状態ということになります。

それで、EUは原則禁止という話もありますけれども、EUは農家の種子の売買を2021年から認める法律ができました。だから世界もこれではいけないというところで動き出しているんです。もう一つ、種苗法の問題というのは、知的財産権というのは確かに大事かもしれませんが、実は日本の在来種を守る法律というのは今まで一つもありません。一つもないんです。それで、一方で外国資本が随分入った民間の種子だけを守るような法律をどんどん大きくすれば非常にバランスが悪い。在来種とか日本の固有のものとか、日本の食料を守る上で非常にバランスが悪くなっていく。

それで問題提起をしたかったのですが、もうこの法案が通ってしまって、じゃあ次に何ができるか。これは皆さん、多分、議員の方は突拍子もないというふうに思っているかもしれませんが、幸いなことに地方自治体は割と自由な裁量を与えられております。14条だったかな、憲法でもそれは保障されておりますし、それから実際の条例で我孫子市とか、ほとんど種苗法に関しては動いているのは北海道とか、県単位で動いております。だから、市というのはどうかと思いますが、ちょっと調べたら、国立市はナスが在来種として有名であるということで、とにかく何か、市議の皆さんも少し食の問題に関して、食というのは生きることですから、衣食住と言いますけれども、衣食住があれば人間生きていけますけど、一番大切なのは食だと思えます。食がなければ生きていけません。その食を大事にするために、せっきく全会一致で陳情第25号が通っているんですから、この落としどころをつけるのに種苗法というものをもう一遍見て、それに対して何らかのアクションをぜひ起こしていただきたいんです。

これちょっと調べたんですが、実は、条例をつくらうなんて制度を書きましたけれども、本当に条例をつくるとなると、はっきり言って私の負担が物すごく重くなってしまって、いろいろな署名集めとか、申しわけありませんけど、そういう力も時間もございません。だから、ぜひ、国会が確かに決めたことでありますけれども、その中で、地方自治というのは非常に今権力を持たせていただいて、そういうことに対して発言できるというか、国立市を守るということぐらいはできるのではないかと。だから、どうぞ国会に対して腰砕けにならないで、そんなくしないで、そんなくは国立市民と、お願いですから未来の子供たち、未来の人たちに向けてよくお考えになって、ぜひこの問題を真剣に考えていただきたい。それが私の趣旨説明です。失礼しました。

○【関口博委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。小川委員。

○【小川宏美委員】 ありがとうございます。国立市の農業に対する影響が甚大であるということ懸念する力強い趣旨説明に感動しております。

それで、土地に合った野菜をつくるということの意味、これを地域で守っていこうということが本当に私も大事だと思いますが、陳情事項にあります、国立の伝統的な種子をこれから市議会に、また行政に発掘調査していくことを求めていると思いますが、今、説明された中で、ナスが伝統的な国立市の守るべき農作物であるというふうな理解でよろしいでしょうか。また、ほかのものがあれば少

し説明をお願いいたします。

○【富田貴子陳情者】 農家の方に聞いたんですけど、国立市はナスぐらいしかないよということでした。調査してみないとわかりませんが、短い期間で用意したので、済みません。でもとりあえずナスはあるということでした。

○【関口博委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対する質疑を打ち入ります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 ここで当局にお話しさせていただきますけれども、現況の国立の農業のあり方の中で、種苗法に基づいてどのような考え方で取り組んできているのでしょうか。前の陳情が出てから、それ以降。

○【関都市農業振興担当課長】 前の陳情の種子法もそうですけれども、種苗法に関しても農家さんと話す機会がございますが、農家さんから特段、要望、意見を伺ったことはございません。

○【石塚陽一委員】 そうしますと、今回、国立市でもある程度実践をしていかなければ、こういったものを、陳情者いわく陳情項目にあるようなことはできないと思うんですね。そうすると、現在、市内の農家さんで自家増殖をされているような農家さんは何件ぐらいあるか、そういった実態の把握もされていないということですか。

○【関都市農業振興担当課長】 おっしゃるとおり、把握はできておりません。

○【石塚陽一委員】 今、陳情者からは、国立市は特にナスということが出ましたけれども、例えば軟弱野菜をやられている中で、よくハウレンソウでおそばだとかケーキとか、いろいろなものが製品化されていることも御存じだと思うんですけども、ナス以外で行政のほうで、国立市内でもしも実践するとしたら可能な野菜の種類、そういったことの実態も把握していませんか。

○【関都市農業振興担当課長】 ナスも谷保ナスという言葉は耳にしておりますけれども、実際それを自家増殖しているというお話はまだ私どもでは情報として持っておりませんし、ほかの野菜全般に関して、優良な品種、あるいは苗を農家さんは買い求めて、そこで生産しているということが大方だというふうに聞いております。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。そうすると、現在、私ども8.15平方キロの小さな市の面積の中で、農あるまちづくりというふうなことでもこの数年、行政のトップの方たちも取り組んできていて、非常にいいことだと思うんですね。ですけれども、現実に国立市の中で農業に関する問題意識、そういったものをもう少し持ってあげなければ、こういう陳情が出てきても、じゃあ国立市から手を挙げて上部団体のほうに意見を具申していこうということは非常に厳しくなるんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりはどうお考えですか。

○【関都市農業振興担当課長】 この陳情を機に農林水産省のほうの資料を調べさせていただきました。生産農家さんは自家増殖は制限されていません。在来種であるほど登録品種になりませんので、手続は必要なく自家増殖ができるということなので、逆に言いますと、在来種については、制限なく生産できるというふうに理解しております。

○【石塚陽一委員】 最後にしますけど、国立市には、今、JA東京みどりさんですか、何市か統括する組織もございますけれども、そういったJAさんあたりを活用させていただく中で、農業従事者の方たちと一緒に考えていこうというようなお考えを、この陳情が出てきて新たに持たれたかどうか

お尋ねして、最後にします。

○【**関都市農業振興担当課長**】 在来種の保護ということで、谷保ナスを市の特産品として生産してはどうかという議論になったことは過去ございまして、ただ、販路がそれに伴わないと、一斉にナスをつくってもさばき切れないという意見がありました。ですので、今後とも農家さんの意見を聞きながら、JAさんとも協力して、とれる農業振興対策をしていければと考えております。

○【**石塚陽一委員**】 ありがとうございます。私は以上です。

○【**藤田貴裕委員**】 種苗法について伺いたいんですけども、第3条第1項第3号に繰り返し繁殖させた後も特性の全部は変化しないことというのがあり、品種登録の1つの条件だと思えますけれども、F2になったときに、その特性が変わる可能性があるものというのは品種登録されるんですか。

○【**関都市農業振興担当課長**】 品種登録の要件ですが、これも調べましたところ、既存品種と重要な形質で明確に区別ができること、あるいは同一世代でその特性が十分類似していること、あるいは増殖後、特性が安定していることなど、いろいろな条件を満たさないと登録できないというふうに資料では読めますので、特性が変わってしまっただけでは登録できないというふうに考えております。

○【**香西貴弘委員**】 陳情者が言われている趣旨、また陳情事項、特に事項のところ、「国立市の伝統的な種子を発掘調査して、それらの種子を保存、管理して農家に無償で貸し出す」。また、「優良な新種を堂々と自家増殖できる制度を条例に明記して頂きたい」とあります。端的にお聞きしますが、こういったことをやるための知見、ノウハウ、設備、人材等含めて、市として対応することは可能なのでしょうか。

○【**関都市農業振興担当課長**】 過去ですけれども、種子法に関しましては、東京都のほうでそういった部署がございました。しかしながら、東京都の農家数が減ってきて他県に依存しているという状況で、今、東京都の部署もなくなっていると聞いております。ですので、国立市という行政団体で、そういった経験値、ノウハウということもございませんので、なかなかこういった取り組みは厳しいと考えております。

○【**香西貴弘委員**】 ということは、このようなことを希望される場合はどこかにつなげていくしかないのかなというふうに思うんですが、その場合、どこを御紹介し、どのような形で後押しをすることで市としての役割を果たすことができるのか、お聞きしたいと思います。

○【**関都市農業振興担当課長**】 まずは、こういった伝統の種子を生産されたいという農家さんの多くの声をいただきませんと、後押しにならないかと考えております。その後、東京都の改良普及センターという部署がございまして、そちらのほうに相談していくのが流れかなというふうに考えております。

○【**香西貴弘委員**】 この陳情の趣旨のところのさまざまな観点で、種苗法に対する疑念もそうかもしれません。もしくはゲノム編集のこととか、遺伝子組み換え食品のこととか、そういったことを懸念されているというのは、ある一定の知見に基づいてのことかなというふうに私も思っています。ただ、安全である、大丈夫であるという観点の指摘もあって、いろいろ厚生労働省を中心にして緩和してきているということもあるのかなと。

そういった中で、いずれにしても、先ほどの藤田委員にもちょっと関連するかもしれませんが、種子を変えていくよりも、実は保存し、ある一定に保っていくことのほうが非常に大変なんじゃないかな、難しいことなんじゃないかな。そのためには、仮に農家に無償で貸し出すにしても、その保存、またそれを維持していくためには、それ相応の経費といえますか、やはりかかってくることなんじゃ

ないかなと思います。そういう意味で、それをどこで補っていくのかとか、また、優良な品種を堂々と自家増殖することができるということに関しましても、さまざまな懸念のある、今、いろいろなものが入ってくると、そういう中で、より国立の、またより安全なものというものを、逆に国立のブランドとして、もしできるならばですけれども、保護していくという形にしていくためには、逆にこの種苗法で挙げられている、まさに登録品種にすることによって、逆にその独自性といいますか、価値が上がってくるのではないかな。そういう意味では、もしこのことをやろうとするのであれば、逆に種苗法をしっかりと決めて、そこを確定した後に、いわゆる日本国憲法94条の地方公共団体のところの、いわゆる法律の範囲内においてきちっと正々堂々とやっていく。そうすれば、逆に守ることができるのではないかと私は思うのですが、どのように思われますでしょうか。そのようなことは可能だと思いますか。

○【**関都市農業振興担当課長**】 ちょっと難しい御質疑だと思いますが、まずは、国立市独自で優良な品種を堂々と自家増殖できる制度、条例が法律の範囲を違反しない限り条例を制定できますが、抵触しますと条例自体が無効になります。委員がおっしゃるような、国立市独自で優良な種子を登録してはどうかというお話ですけれども、これは不可能かといえば可能だというふうに私は読んでおまして、品種登録の要件は厳しいですけれども、ある農家さんがこの品種を登録したいということで、その要件に合致したものを、例えばJAさんと協力するなどして申請して登録することは可能だというふうに考えております。また、これも資料に記載しております。（「市の保有じゃないでしょう」と呼ぶ者あり）

これは市が登録するのではなくて、農業者さん、あるいはJAなどの団体が登録者であると考えております。

○【**高原幸雄委員**】 今、国立市内において、いわゆる種取りというんですかね、そういうことも含めて、これまでの種子、あるいは種苗の、国立市の農業において、農家さんがどれだけそういうものをお持ちになっているのかという点では、今のところはないんですか。要するに種を農家さんとしては買って、それで作物をつくって販売しているということなんですか。自分たちの種を持ってやっているという実態ではないということ、どちらなんですか。

○【**関都市農業振興担当課長**】 私の聞いているところでは、販売農家さんは種や苗を購入されて生産されている。それ以外に、自家増殖されている農家さんもいらっしゃると思いますが、逆にそういう農家さんは困られていないということで淡々と自家増殖されて生産されているのではないかとこのように考えております。

○【**高原幸雄委員**】 先ほども質疑がありましたけれども、農家さんが自分の在来種をずっとつくっていききたいという、それを登録するというのは、手続上はかなり難しいんですか。

○【**関都市農業振興担当課長**】 先ほど申しあげました登録要件というところが、どれほど審査されるのかというところは、私ども情報として持ち合わせておりませんので、多くは種屋、企業などが登録されているということでございます。

○【**高原幸雄委員**】 だから、先ほどの答弁では、仮にこの陳情項目の中で、国立市の伝統的な種子を登録して、自分たちで自家増殖できるように条例をつくってほしいという。これは全く市としては、国の法律の範囲の中でという限定はありますけれども、無理だということじゃないわけでしょう、先ほどの答弁では。

○【**関都市農業振興担当課長**】 そもそも法では在来種の自家増殖は制限されておられませんので、登

録せずとも自家増殖して結構だというのが法になります。登録ということは、ほかに持ち出さないということが目的になりますので、そのまま現在自家増殖されている農家さんは続けていられるというふうな解釈でございます。

○【関口博委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、当局に対して質疑を打ち切り、意見、取り扱いに入ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 私は、陳情第1号の種苗法第21条第3項の自家増殖禁止を重く受け止め、新たな施策を求めることに関する陳情については、都市農業の育成という観点を考慮するならば、農家の皆さんにとってもよいことであり、ぜひとも法の許す範囲内で国立市の伝統的な種子を発掘し、それら種子を保存、管理して農家に無償で提供することを考慮した施策を明記することもよいのではないかと考え、私は、陳情項目の趣旨を尊重して採択といたします。

○【青木健委員】 陳情、御苦労さま、ありがとうございました。ただ、種苗法の改正についてなんですけれども、自家増殖ということは現在も認められていることであり、これらについては何ら問題がないというふうに考えております。この陳情事項でございます、「国立市の伝統的な種子を発掘調査して、それらの種子を保存、管理して農家に無償で貸し出す」ということを言われておりますが、そもそも行政において、これをする権限がないということが1点であり、そして、先ほど申し上げましたように、現在もこれは自由にできているということでもありますので、本陳情は不採択としてまいりたいと思います。

ただ、陳情項目中でちょっと気になるのは、遺伝子組み換えの問題です。確かにこれはさまざまな専門家がさまざまなことをおっしゃっております。専門家によっては全く問題がないという方もいらっしゃるけれど、いや、それは人体に影響があるんだという方もいる。その人体に影響ということも、現在の世代ではなく、次、またその次の世代ということと言われる方もおり、これについては、まだ何が正解なのかということが正直わかっておりません。今のアトピーの問題や何かにしても、この遺伝子組み換えということの主たる要因という専門家の方もいらっしゃるようですが、そうではないという方もいらっしゃいますし、これらについては、まだ私自身判断のつかないところであるということは申し添えさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、もともと行政に権限のないこと、これについて憲法94条における条例の制定ということを求められておりますけれども、これについても行政に権限がないことを決めるということは、法律を超える条例になりますので、これ自体ができないということになりますので、あわせて不採択の理由とさせていただきます。

○【高原幸雄委員】 陳情第1号については、採択の立場から意見を申し上げます。

種子法自体はこれまで歴史があって、1952年につくられて、ずっと日本の農業を支える大きな仕組みとなってきたところなんですけれども、最近、安倍政権のもとで種子法の仕組みを農業競争力強化プログラムの一環として解体しよう、こういう狙いがあるようです。私たちは種子法が改正、廃止になるときにも国会で反対をしましたが、同時に、今、種苗法が改正されるということで、改めて今国会でそういうような方向、先ほど陳情者の説明では結論が出たというふうな話もありましたけれども、いずれにしても大きな問題があるということです。遺伝子組み換えの問題についても、世界で大企業の8社が世界の商品、種子市場の7割を占める、こういうような種子の支配を強めているというのが現状であります。種子市場が多国籍企業に支配されるという意味でも大きな懸念が指摘されてい

るところであります。

先ほど市としての取り組みの問題で陳情者からも話がありましたけれども、実は中国地方の知事会として、役割だとか位置づけの明確化や予算を求める共同アピール、採択をして、消費者団体や農業団体などが公共新種を守る運動ということで今強めている、こういう動きもあるようです。国民の食料をしっかりと支え守るためにも、種子を国民の共有財産として守って残す。こういうことが非常に大事な時期に来ているし、種子を全部企業に握られるということは認められないことでもあります。この陳情が言っている陳情項目も、先ほど市のほうでも法律の範囲内でそういうことも十分に、今、国立市としては取り組まれていないわけですが、そういうこともぜひ取り組んでいただきたい、こういう陳情の項目であります。ぜひそのことを行政にも求めて、国立市は今、農業というものをしっかり政策の中に位置づけてやっているわけでありまして。これをぜひ位置づけて、農民の、あるいは国民の暮らしを守るという点では取り組みが必要だというふうに思いますので、ぜひそのことを踏まえて意見として申し上げて、この陳情は採択といたします。

○【小川宏美委員】 本陳情は採択の立場で討論いたします。

植物遺伝資源である種子は、生きとし生けるものの生命の根源であります。その役割をしっかりと政府は安定的な供給、国民の生存権保障の義務を負う責任が政府にはあると考えています。今回の種苗法改正は、政府の責任放棄につながりかねない。だからこそ地域でこれを守っていくという訴えが各地で起きていることは、大変大事な試みになっていると私は考えます。同内容の陳情は、今、狛江市、日野市、都市農業の非常に盛んな地域です。そこでも同様に議論されていることを今回のことで知りました。

確かに行政の答弁にありましたとおり、在来種、一般品種は育成者権の対象外となっていますけれども、一般品種が登録される可能性も否定できません。育成者権者にとっては大変有利である形が、裁判など起きた場合ですが、小規模の農家を萎縮させて在来種や栽培の種取りを断念させる可能性もあります。その結果、地域で種子を守ってきた種取り農家とともに、多様な種子が失われて消費者の選ぶ権利を奪うことにもなりかねません。また、地域の中小の種苗会社が資金的に種子の種類の登録をする余裕がない場合、高額な登録料を支払うことのできる特定の民間会社による種子の独占や市場の寡占化が進み、農業や消費者の選択肢をより制限することにもなりかねません。

そこで、他市でも議論され、いろいろな市民団体も動いていますけれども、私は、安心安全な食材を提供する農家が豊かにこれからも営農できるように求めていきたいと思っております。今回の種苗法改正に対しては、農家を先ほども申しましたようにますます疲弊させ、営農が続けられなくなるような事態を招かない、日本の農業文化、伝統技術も、農民の種の権利が大企業によって独占され、種の多様性も失うことにつながらないか多く懸念しますので、今回の陳情事項は、もちろん法律の範囲内で、まず調査を試みる。そして、条例の制定ができないかどうかに向けて、ここで一步、国立市の農業を守る視点から進めていただければと思います、本陳情を採択といたします。

○【香西貴弘委員】 私は不採択の立場で意見表明をさせていただきます。

まず、基本的に登録品種と言われているもの、実はこれは個人育成品種が2割強を占めているという状況がございます。個人でもやっていくことができるということだと思います。そういう意味においては、この国立市において、さまざまなほかのいろいろなものがまざり合うことのないような形で優良なものを発掘し、そしてそれを優良なものに変えていく。そのことをやり、そして新種を堂々と自家増殖できる制度、それこそがまさに種苗法のいわゆる登録品種という制度ではないかというふう

に思います。むしろそれを活用することによって、まさに独自性、地域性の商品、またいわゆる食物ができてくる。これこそが、逆に今の流れの中でまさに求められることではないかというふうに思います。

先ほどほかの委員からもありましたが、市としてそれができるかどうかということに関しましてはできないということでございます。また、現実的に知見、ノウハウ、設備、人材等もない。基本的には都道府県が中心になってやることであるといったこと、そこがあるということでもあります。つまり、受け皿もあるわけでありまして。そういう意味においては、まさに種苗法にのっとりた形でしっかりと優良な新種を堂々と自家増殖できることをやっていけばよいのではないかというふうに思います。

ちなみに、自家増殖禁止ということは、本来、非常に拡大解釈されているという現実があるようでもあります。その点については、この段ではあえて言いませんけれども、もう少しこの点に関しましては理解をお互い深めていくべきではないかというふうに思います。今、国会のほうでは閣議決定されたということは聞いておりますが、これからが審議でございまして。しっかりと見ていきたいと思っております。以上です。

○【藤田貴裕委員】 それでは、本陳情の趣旨に賛同いたしますため、採択の立場で討論したいと思います。

日本はUPOV91年条約に加盟して以来、農民の固有の権利である自家採種を守ることから種子の権利を守る方向へとかじを切りました。さらにそれを決定的にしたのはTPPです。しかし、在来種の減少は今に始まったことではありません。明治26年（1893年）に農事試験場ができましたが、これは99年に国庫補助の対象になったため、全国へと広がっていきました。これにより農林番号品種、今でいうF1種ですね。それが在来種を駆逐し始めるのであります。在来種は土地柄に合った野性的な強さ、季節を味わう食味、旬に必要な栄養源を供給してくれる利点がありますけれども、経済性の重視や市場性の重視、これについては消費者も責任があると思っておりますけれども、これをやることによってF1種は化学肥料と農薬の大量の使用が前提となってまいりました。

今日では農林水産大臣が承認した登録検査機関の検査を受けた種・もみでなければ、例えば東京産ですとか、あるいはコシヒカリですとか、そういう品種の表示ができないため、自家採種というのはますます少なくなっているのが現状です。日本で初めての人工交配ができたのは、米では大正10年の在来種をかけ合わせた陸羽132号であります。それが戦後、農林1号と農林22号のかけ合わせで農林100号ができ、これが日本の味覚に非常に合ったということと、冷害にとっても強かったということと、この100号のコシヒカリに愛知26号をかけ合わせたひとめぼれですとか、奥羽292号をかけ合わせたあきたこまちですとか、そういったものが地域の土壌、あるいは気候に適した栽培が行われることになったわけでありまして。

これは主要農作物種子法がありまして、長年の日本人の研究、あるいは県民の税金の支払いによって農家が安価で種子を手に入れることができました。しかし、この法律が廃止されることによって、今までの日本の成果が、例えば海外の企業、民間の企業などに提供されるような方式になっております。ここに企業が手を加えて、この種苗法に基づいて品種登録をして認められれば、安い種を農家が買うことができたのが特許使用料を払わないといけない、また自家採種はできないと、こういうふうになるわけでありまして、かないません。また、最近のハイブリット種というのは農薬と化学肥料を大量に使うと、こういうようなことであります。

日本は我が国の国土や環境の保全、固有の文化の伝承など多面的な機能があること、消費者の安心

安全、農業者の自信と誇りを得ることができ、創意工夫をした経営をしよう、それが食料・農業・農村基本法の求めるところでありまして、今回の種苗法改正というのは、この趣旨を没却するもので認めることはできません。

国立市の現状でありますけれども、今申し述べたとおりでありましたので、伝統的な種子があるかというのは非常に疑問であります。また、国立市で栽培されている作物はF1種ということでありまして、自家採種をして農業を行っている方はいないだろうと、農業者では自家採種はされていないだろう、こういうふうに考えます。また、自家採種でつくった種で育てた作物とF1種でつくった作物はどうかと言えば、やっぱり味ですとか見ばえの問題では、恐らくF1種のほうが消費者に受け入れられている、こういうような現状があると思います。しかし、長い期間を考えますと、種子メーカーに種を握られるということは私たちの命にかかわることでありまして、この趣旨を採択し、採択の討論といたします。

○【関口博委員長】 全員の討論が終わりました。意見、取り扱いを打ち切り、採決に入ります。お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本陳情は採択と決しました。

ここで休憩に入ります。

午前10時50分休憩



午前11時5分再開

○【関口博委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



議題(2) 陳情第2号 東1号線の一方通行化の中止に関する陳情

○【関口博委員長】 陳情第2号東1号線の一方通行化の中止に関する陳情を議題といたします。

陳情者から趣旨説明と、お手元にございますとおり資料配付をしたいとの申し出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。陳情者より、パネルを使用したい旨の申し出があり、委員長において許可しております。なお、趣旨説明は簡潔をお願いいたします。

○【平松朝彦陳情者】 よろしく申し上げます。東4丁目に住んでいる平松といいます。

陳情書については、文書で提出させていただきました。さらに今回追加資料として、図を中心とした資料を出させていただいております。さらに今回、それでもわかりにくいので幾つかパネルを用意させていただきましたので、それを中心に説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず、東1号線の一方通行化という件なんですけれども、追加資料でお配りしておりますが、なぜ一方通行化するかという、推測なんですけれども、恐らく3・4・10号線が延長されて、そちらのほうに車両が流れるという話、こちらを一方通行にしてもいいんじゃないかと。さらに、ちょっとよくわからないんですけれども、恐らくこちら辺の歩道も拡幅したいという趣旨があるのかなと推測しているんですけれども、ちょっとわかりづらいかと思いますが、これが東1号線です。

まず、なぜこういうことが気になったかといいますと、実は市役所の担当の方に、この東1号線

は一方通行になるのか、双方向になるのかとお聞きしたところ、一方通行になると。その理由は、この部分のガード下のところに車道が狭くて3車線とれないからだとおっしゃったんですね。ということは、こっち側から来られないということがわかっている、右折が非常に問題だということはわかっておられると思ったんですね。そういったことも含めて、一方通行で何が問題かという、これは、向きはどちらでも構わないんですけども、一方通行で進入できなくなった車両はどこに行くかというと、3・4・10号線を通ってこの生活道路の、赤い線になっておりますけれども、この赤い道路のところに入り込めなければいけなくなる。これは5.4メートルしかないんです。あるいは3・4・10号線を真っすぐ下まで行って、旭通りのところを遠回りして、また国立駅前まで戻らなきゃいけなくなってしまうんです。

これが何で問題になるかという、ここの交通量調査の結果、8割は結局こっちの車は大学通りと富士見通りに戻るといふような調査が出ていて、だから結局この車は、8割はこっちに戻ってしまうんです。結局、国立駅前には混雑してしまうんですけども、いずれにしても現状と同じわけですね、戻ったとしても。ただ、そのためには、今この部分には歩道があるので、歩道のあるところの車道を通っていただいたほうが、こちらの3間の生活道路を通るよりは安全だろうというのが趣旨です。ちょっとおわかりにならないかと、遠くて申しわけないですけど。

この上の図は西から東になっておりますけれども、もちろん東から西でも同じです。一方通行になると、上に抜ける車は旭通りを抜けてこっち側に行かざるを得なくなります。結局、旭通りの交通量がふえてしまう。一方通行にして減った分は消えるわけじゃなくて、こっちにふえるか、生活道路に入るか、選択肢になってしまうんですね。

次に、もう少し具体的に話をしますと、まず、現状が、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、これも、これがJRのガード下です。今、3・4・10号線が延長工事中ですけれども、抜けていません。それで、このガードのところの信号が北と南の両方あるんですけど、これが30メートルぐらい、ちょっとはかかっていないですけども、30メートルぐらいしかないの、ここに来る車というのは、ここでストップすると、北側の信号でとまってしまいます。動けなくなってしまう。だから私は、1カ月に1回ぐらいは北口へ行くんですけども、昔は、今もそうでしょうけど、ここに来る車というのはとまらないでスムーズに流れるように実はできていて、ある意味感心していたんです。

ところが、こっち側に3・4・10号線が来ると何が起こるかという、ここから直進道路が、直行の対向車両が来てしまう。とすると、ここでとまらざるを得なくなる。8割はこっちに行く道路なのに、ここでとまってしまえば動けなくなってしまうわけです。ですから、市役所のお名前はあるんですけども、ここの部分に3車線ができないから一方通行にするというのはわからなくもない意見なんですね。私はそうなのかなと思ったんですけども、ただ、その前に出ている、直接その方には聞いてなかったんですけども、逆に西から東へ車が一方通行になった場合どうなるかという、この場合は、北側から南に行く道路というのは右折がないですから、進入禁止になりますからスムーズには流れるんです。だから私はこっちかなと思っていました。それにその話を聞いた、入手した時期もそんなに古くない話だったので、陳情書のほうにはこちらの説明をしたんです。そういう理由があって、いずれにしても、これは向きと全然関係ない話で、一番最初の一方通行化の話になりますけれども、結局これが一方通行化によって進入禁止になった車が旭通りとか生活道路のほうに行ってしまう。生活道路のほうは5.4メートルで、歩車道が分離されていない。しかも、ここには医院があったりして非常に交通量が、いろいろな方が通られる。そのところに来てしまうという問題があるので、

結局、一番問題が少ないのは、ここを3車線化して、双方向通行化して、ここに右折可の信号をつけるのがこの場合ベストかなと提案させていただきました。

こういうことがいつの間にか、市民が知らない間にどんどん事が進んでしまっていて実現してしまうということがあります。というのは、話はちょっと戻りますけど、今の北側の道路交通が、駅前交通体系が変わりまして、ここが一方通行化してしまったんです。ここが一方通行化されてしまうと何が起るかというと、ここに入れなくなる。入れなくなった車はぐるっと大回りするわけです。駅前に行くために、私も1カ月に1回は三菱銀行に行きますけれども、そのために、今まではすぐ駐車場に行けたんですけど、これからは大回りして行くか、ここの生活道路、忙しいときはここを通過して銀行に行かなきゃいけない。銀行に行く人はどれだけいるかわからないですけども、駅前に行くアクセスが非常に悪くなった。

さらに、ここに銀行の駐車場があるわけですけども、この駐車場がいっぱいだと、またぐるっと回らなきゃいけないんです。結局、ここにぐるっと回るために、多分500メートルぐらい余計に動いているわけです。しかも、ここのところは4メートルしかなくて、これはいろいろな事態が起きて、ここにトラックとかバスとか、緊急事態といいますか、大型車両が通るようなことを想定されているのかもちょっとわからないので、そういうことも含めて、今後、この東1号線がどのような形になるのかについて、これからはもう少しいろいろな議論をしていただきたい。

さらに、この辺の歩道を広げるという話はいいいんですけども、歩道を広げてもこっちは行きどまりなんです、しばらく行くと。だからこの歩道を広げても余り意味がない。それほど通行量が多くないんじゃないかということと、わざわざ一方通行化して広げる必要もないんじゃないかということです。

○【関口博委員長】 よろしいですか。

○【平松朝彦陳情者】 はい。

○【関口博委員長】 ありがとうございます。

説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。青木委員。

○【青木健委員】 それでは、陳情者の方にお伺いいたしますが、3・4・10号線、わかりますよね、ガード下を通過している道路。これからつくろうとしている道路ですね。その部分が、幅員が狭いので3車線化は難しいということは、行政の職員から聞いたということによろしいんですか。

○【平松朝彦陳情者】 3・4・10号線の3車線化というか、右折車線化ですね、正確には。右折車線化をガード下のところに追加するというのが難しいというふうに聞きました。

○【青木健委員】 聞かれたということです。それから、東1号線、これが西から東に向かう一方通行だということについても、これは行政から聞いたということによろしいんですか。

○【平松朝彦陳情者】 これはそうじゃなくて、先ほど言いましたけれども、右折できなければ、こっち側に入れないわけですね。北側から来る道路は入れない。入らなくなるということは、当然西から東に行くんだらうと、これは私の推測です。

○【青木健委員】 それでは、国立駅周辺整備事業というのがあるんですけど、これについては御存じなかったということによろしいですか。

○【平松朝彦陳情者】 ただ、これはありますけれども、変わる可能性があるとも書いてあるんですよ。決定ではないというふうに書いてあります。

○【小川宏美委員】 お疲れさまです。1つ聞かせてください。交通体系が大きくこれから変わって

いきます。整備が始まります。その際に、生活道路に車が流れ込むことの問題、それを懸念されていることがよく陳情を通してわかりました。そこで、今回、懸念なさっている道路がどこなのか、もうちょっと詳しく教えてください。東1号線の3・4・10号線から東に行く方向の道路、それと東2号線のロータリーに入る方向、東2号線の3・4・10号線からロータリーに入る道路、その2本、東1号線と2号線の問題の生活道路と言っているのか、教えていただけないでしょうか。

○【平松朝彦陳情者】 この部分、旭通りに突き当たるまでには3本ぐらい道路があるんですよね。いずれも5.4メートルぐらいしかない3間道路なので、いずれにしても、これは一方通行もあれば、一方通行じゃないのもありますけれども、結果、歩車道いずれも分離されていないんですね。ちょっと番号はわかりませんが、多分1だから2、3、4ぐらいになるのかなと思います。

○【小川宏美委員】 わかりました。3・4・10号線が旭通りにぶつかるまでの3本、東1号、2号、3号の生活道路のことだということがわかりました。ありがとうございます。

○【香西貴弘委員】 質疑させていただきます。今、配付されているものの中では東のことを中心に書かれていますが、実はこの西側に西1条線が延伸をされていくということもあわせて整備計画の中にあり、また実際、整備されていくことになろうと思うんですけれども、このことは御存じでいらっしゃるかどうかということと、それによってどのようなことが変わるというふうに思われていらっしゃるかどうか。

○【平松朝彦陳情者】 そちら辺は変わっていくんでしょうけれども、西側は西で、ちょっと東の問題と西の問題を一緒に考えていいのかなという気もします。いつ通るかかわからないし、西側に通ることについても、そちら辺の住民は賛成なのかということもあります。

○【香西貴弘委員】 行政の側として、ここの整備をするに当たって一番何を重要視しているのかということ、どのように御認識されていますでしょうか。

○【平松朝彦陳情者】 一言で言うと、駅周辺は歩いている人のことだけしか考えてなくて、遠くからここにアクセスする車のこととか、車の利便性とか、要するに人に優しいとして歩道を広げることしか考えていないように私には思えます。

○【石塚陽一委員】 陳情ありがとうございます。1点、出していただいた陳情書の中についてお尋ねしたいんです。今いろいろ御説明いただいて、ある程度陳情者のお考えということもわかりますけれども、ちょうど中段あたりに、先ほどお話ししたガード下を南にくぐる車の8割以上が、大学通りと富士見通りへの通過交通車だったと。その次に、右折が禁止されるとということがありますけれども、これは陳情者がいろいろ市の方とお話をしやりとりする中で書かれたことで構わないわけですか。

○【平松朝彦陳情者】 そうです。

○【石塚陽一委員】 そうすると、陳情者の言わんとしていることは、今まで進んできた国立駅周辺整備事業の中から出てくる課題ですけれども、3・4・10号線でちょうどガードを北から南へ来たところに右折ができるようなレーンが設けられれば良いというニュアンスでこの陳情は出されているんですか。

○【平松朝彦陳情者】 そうです。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。以上で結構です。

○【関口博委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。青木委員。

○【青木健委員】 それでは、当局に確認の質疑をさせていただきます。先ほど陳情者にお伺いしましたら、3・4・10号線、北から南へ向かう場合に中央線のガードをくぐって行くわけですけど、その先、東1号線に対して、3・4・10号線の幅員が狭いので右折レーンが設けられないという説明をしたということでありましたが、そういう説明をされたのでしょうか。

○【佐伯工事担当課長】 職員が右折レーンを設けられるか設けられないかというのを言ったかどうかというのは、私のほうも確認してございませんけれども、基本的には、北からガードのほうに向かって、東1号線ですけれども、こちらについては右折することが可能でございます。右折レーンを設ける設けないという話ですけれども、基本的には、直進のレーンが基本であれば3メートル、それから右折車線が3メートル、それから反対側のほうに行く反対車線が3メートル、それから路肩が50センチずつということで、基本でいけば10メートル必要なんですね。ここでいきますと、道路自体は16メートルの道路でございます。両側に歩道が3.5メートルずつついていますので、車道自体は9メートルということでございますので、基本論でいけば難しいと。それから、北1号線からガードに向かっての距離が短いとか、いろいろなことがございますけれども、最終的には警察のほうと協議をして、右折車線は設けないと。ただし、右折ができますけれども、右折車線は設けないということで協議を調べているところでございます。

○【青木健委員】 右折レーンを設けることは難しいけれども、右折可能道路となりますということで話されたということですね。話されたかどうかはわかりませんが、陳情者がここは右折できないんだというふうに思われたという、それが原因だというふうに思います。そうしますと東1号線が、国立駅周辺整備事業によりますと、東から西に向かつての一方通行というふうに私は認識しているんですけれども、陳情者はそのために、当初は何か行政が言ったようなお話だったんですけど、そうではなくて、自分の推察ということでお伺いしたらおっしゃっておいりましたので、3・4・10号線から国立駅のロータリーのほうへ向かつて右折ができないので、だからここは西から東へ向かう一方通行になるんだというふうに推察されたようでもありますけれども、これは私の思っているとおり、東から西に向かう、つまり、3・4・10号線から国立駅前のロータリーのほうへ向かう一方通行化を計画しているということによろしいでしょうか。

○【佐伯工事担当課長】 そのとおりでございます。東から西、ロータリーのほうに向かつての一方通行でございます。

○【青木健委員】 そうしますと、その南側になります。東2号線です。当初、この計画では東から西に向かう、現行とは反対の一方通行という案が示されましたけれども、これについては住民の合意がとれないということで、現行どおりの西から東に向かう一方通行のまま存続をさせるということでよろしいのでしょうか。

○【佐伯工事担当課長】 まず、陳情者の方からいただいた当日の配付資料でございます。こちらについては、東1号線から旭通りのところまで2本道路が入ってございますけれども、実際は1本でございますので、そのことについてお話をさせていただきます。今、委員さんがおっしゃったとおり、3・4・10号線から旭通りまでの間に1本、東2号線というのがございます。こちらについては、現行は西側から東に向かつての一方通行でございます。将来的に反対にしたいという計画を市で持ってございますけれども、地元のほうに入って御説明をさせていただいたところ、なかなか承諾が得られ

ないということで、現在では現行どおりの西から東の一方通行を考えてございます。

○【高原幸雄委員】 今も話しありましたけれども、東1号線については、現在の整備計画の中では東から西に行く。それから、東2号線についても、市の考えは西から東なんだけれども、現状は東から西で、「逆」と呼ぶ者あり）逆でした。西から東に行く計画なんだけれども、「計画は逆」の声あり）変更が、だから東から西は市が考えていることでしょう。これはここにちょうどメディカルセンターがあって、ここに通う患者さんが非常に多いということもあって、私たちも一緒にそうした皆さんの声も聞いているんですけれども、現状のままにしてほしいという。こういうことで住民合意が得られないということで、市の計画とは別に現状で行っていると、こういう認識でいいんですよね。

○【佐伯工事担当課長】 先ほども答弁したとおりでございまして、そのとおりでございまして。

○【高原幸雄委員】 それで結局、東1号線の、この計画では東から西に、つまり、北から来た場合は右折可能だということで先ほども議論がありましたけれども、実際に北1号線との関係で、高架下の距離が、北1号線の信号がありますよね、3・4・10号線と交差するところ。しかも、今度の東1号線との、ここも多分信号ができますよね。そうすると距離が非常に短いと。そうした場合に、陳情者が言っているように、北から東1号線に入ろうとする車は直進車が優先するので、なかなか右折できないと、こういう現状のもとで、北1号線についても渋滞が影響するんじゃないかと、こういうことですよ、陳情者のほうは。この計画をつくる際にそういう検討はしなかったんですか。

○【佐伯工事担当課長】 この一方通行、そもそも国立駅周辺まちづくり基本計画というのがございますけれども、このまちづくりの目標というのがございまして、こちらについては、市民が集い、来訪者を迎え、にぎわいと交流を持たせると、そういう大きな目標がございまして。それに基づいて歩道を広げて回遊性を持たせる。もちろん北1号線、あるいは東1号線、これは歩道を拡幅してという大きな目標がございまして。それに基づいて交通のほうも調査をしております。基本的には、北からガードをくぐっていただいて、当然右折はできますけれども、旭通りに抜けていただいて回っていく車がふえるだろうと。先ほどお話に出ていましたけれども、西1号線の延伸部分、こちらの道路も3・4・10号線と同時に開通します。いろいろな交通の流れが変わってきます。そういう意味では、渋滞はそれほどしないというふうに今考えております。

○【高原幸雄委員】 だから、そういうことでいくと、確かに西1号線も開通するというのもこの計画にはあるんですけれども、3・4・10号線の北から来た車両が、結局、東1号線で右折がなかなか難しいということになると、東2号線のほうに流入するんじゃないかと、生活道路に入り込むんじゃないか、こういう懸念というのは当然生まれますよね。

○【佐伯工事担当課長】 東2号線は、現状は西から東の一方通行でございまして。それを継続するというのでございまして、3・4・10号線から東2号線に入るとはできませんので、その生活道路に入るということはないということです。

○【高原幸雄委員】 現状ではそういうことなんですけれども、市の計画上はそういうことになりませんよね。計画上はですよ。だって東から西に一方通行というのが市の計画でしょう。現状はそうっていないと。それは住民の合意が得られないから、そういう決定を立川警察のほうでも出していないということですよ。これは、結局東1号線ができて、東2号線の住民合意が得られるまでというのは、当然現状でいくわけだから、そういうことというのは影響するんじゃないですか。影響するというのは、要するに車の流れが、先ほどの陳情者の話ですと、8割が大体東1号線で右折をして、ロ

一タリーを通過して大学通り、それから富士見通りに流れるというのがこれまでの調査ということでしたよね。それは市のほうも調査した結果、そういうふうになっているわけでしょう。

○【佐伯工事担当課長】 現状、調査したときには、当然3・4・10号線も西1条線の延伸部分ができているという状況で、どのぐらいの交通量、どこに行っているかというのは把握してございます。今おっしゃったとおり、ガード下を抜ける車が富士見通り、旭通りというところに流れ込むのが約8割、これは間違いございません。ただし、先ほどから言っているように、西1条線の延伸部分や都市計画道路3・4・10号線ができますので、当然交通の流れが変わってきます。全てが同じように入ってきたり、出ていったりするわけではございませんので、基本的には交通量が減ってくるというふうに思っております。

○【高原幸雄委員】 3・4・10号線の右折車線が難しいというのは、これは16メートルの道路幅との関係で、先ほど車道としては9メートルという話がありましたよね。片側4.5メートルというふうになると、右折車線は、その信号のところだけですよ、全体じゃなくても。よくあるじゃないですか、そのところだけは、要するに北から来た場合は、右車線を縮小して、左車線を広げて右折という、こういうことをやっているところも現実にあるじゃないですか。そういう検討もされているんですか。

○【佐伯工事担当課長】 もちろんそういうことも、片側の車線を少し狭めるということだと思っておりますけれども、そういうことも全て検討してございます。そういうことも含めて、全体のまちづくりというところもございまして。先ほども申し上げましたけれども、歩道を広げて回遊性を持たせるというような大きな目標がございまして。それから、東1号線を一方通過化する段に当たっては、沿道の住民の合意がないとできないというのが大前提でございまして。沿道の住民の合意を得るために説明しに1軒1軒回っています。そういう中でも、どうせ一方通行化するのであれば、なるべく交通量を少なくしてほしいとか、いろいろな御意見をいただいております。そういうのも全体的に含めまして、トータル的に警察のほうと協議をして、ここは右折の車線を設けないほうがいだろうという結論で協議を調べているところでございます。

○【高原幸雄委員】 それと、東2号線の市の計画がいまだに実施に移れないという現状については、今後どういうふうな、要するに住民はあくまでも歩行者の安全ということを最大限に考えて、そういう意見を表明していると思っております。市は市の計画を改めて見直して現状どおりやるという考えも持っているんですか。

○【佐伯工事担当課長】 現時点の考えでございましてけれども、現時点は、先ほど言ったように現状どおりの西から東に向かっての一方通行をそのまま継続するというところでございます。将来的なお話だと思いますけれども、まずは、国立駅周辺全体の整備が一通り終わるときがあると思っておりますね。これによってどういう交通の流れがあるのか、どういう支障が出てくるのかというのはやはり検証しなければいけないと思っております。そういうところでもう一度議論をするということはあるのかもしれない。

○【石塚陽一委員】 1つ確認をもう一度、さきの委員からもいろいろお話が出ておりましたが、結局ガードのところ、市のほうの予定では右折が可能だということですね。ところが、いろいろ道路状況から見れば、幅員が10メートルなければいけない。それで、今、前の委員もお話していましたが、よく国道等を見ておきますと、交差点の二、三十メートル手前から反対側車線に膨らましていると思っております。そういったことを道路管理者である警察とは相談をしているかどうか。ということは、この場合、北の国分寺の坂上に上がっていく道との間、距離が非常に短いわけです。そこに

2カ所信号機があるわけです。そこでの渋滞という問題が当然起きてくるんじゃないかなと思うし、逆に今度は、西1条線から3・4・10号線に出てきた車が右折の場合は出られないという可能性も出てくると思うんです。ですから、そこで、今度は時差の感应式の信号機をつけて誘導していくという方法、そういったところまで打ち合わせはされているのでしょうか。

○【佐伯工事担当課長】 まず、先ほども前の委員の方に御答弁させていただきましたけれども、基本的には右折車線をどうするかというのは、先ほど言ったように住民の御意見とか、あるいは国立駅周辺整備の基本的な目標とか、そういうのも含めながら警察とは協議をしています。

それからもう一点、点滅式でしたっけ……（「時差式・感应式信号機」と呼ぶ者あり）感应式については、そのときには組上に上がっていないので、協議はしていないということです。

○【石塚陽一委員】 結局、この3・4・10号線が開通すれば、多少車の流入する量もふえて車両数が増えるだろうということを想定すれば、やはりそこで右折する車両についての配慮をしてあげなければいけないと思うんです。それで、よく交差点と交差点の区間が短い場合には信号機の設置は無理だとか、いろいろ出ておりますけれども、短いところでは30メートルぐらいで連鎖式についているところもあるわけです。ですから、そういうふうなことを踏まえれば、ここはもう一度、陳情者のこういう思いの中で右折ができないんじゃないかと渋滞してしまうだろうということなら、そこで幅員。結局、今新しい道路は緑地帯で植栽をしたりして、必ず地域、住む方の環境保全をやっていますよね。ですから、車道上の20メートルの中で、例えば11メートルと9メートルにするとか、9メートル50にするとか、そういった策を講じてあげれば、もうちょっと地域環境に適した道路ができるんじゃないかなとか。もう一度だけお願いします。

○【佐伯工事担当課長】 何度も同じ答弁になって大変失礼なんですけれども、やはり駅周辺の全体のまちをどういうふうにしていくかというのが一番重要だと思っております。それによって歩道を広げたり、回遊性を持たせたり、いろいろなことがあると思います。そういう中で、警察とも十分協議をしている中で結論でございますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

○【小川宏美委員】 今、課長の御答弁を聞いていて思うところなんですけれども、例えば協議を調べたと言ってみたり、協議を調べているところでございますというと、例えば市民として聞くと、私も議員としてもそうなんですけれども、まだ変更する可能性の余地があるのかなと思ってしまいます。そこから、今回もちょっと市民の方に誤解を招いているのかなと思いました。

東1号線に関してです。右折可能が決定とおっしゃいました。いつ決定したんですか。

○【佐伯工事担当課長】 南口の駅前広場と東1号線については、警察のほうと一緒に協議をさせていただいておりますけれども、平成28年1月22日に協議の回答をいただいて決定しているところでございます。

○【小川宏美委員】 第1号線に関しては決定したんですね。だから、今も協議中だという感じのニュアンスは出さないほうがいいですよ。また、その広報もきちんとすべきだと思います。東2号線に関しては、今は住民の反対があるけど、将来は、東から西の方向に一方通行にしたいんだという趣旨ですよ。その趣旨が伝わらないと、何で住民の反対があるのに、いつまでも方向を逆にしたいのかなというのは、趣旨は何ですか。

○【佐伯工事担当課長】 東2号線を東から西の一方通行にしたい趣旨ということでございますけれども、まず、現状、西から東に向かっての一方通行でございます。富士見通り、あるいは大学通りからロータリーをぐるっと回って、東が一方通行ですから、ロータリーのほうから東1号線のほうに入

れませんので、旭通りを經由して3・4・10号線を通って北のほうに向かっていくというのが普通の流れだと思います。そういう意味では、東2号線がショートカットというんですかね、抜け道になってしまうのではないかという懸念もございます。そういう意味で、これは逆にしたほうがいいのではないかという考え方のもと、東から西向きの一方通行の計画があるというところでございます。

○【小川宏美委員】 そうですよ。それはわかります。旭通りへの過重になる問題と3・4・10号線にどんどん入ってくることの懸念からも、方向としては東から西を考えているということはわかりますが、そして、東2号線はいつ決定したんですか。決定なんですか、現状の維持でいこうというのは決定したのでしょうか。

○【佐伯工事担当課長】 こちらについては警察との協議も調べてございませんので、決定はしておりません。ただし、計画的には、市としてはこうしたいというような計画はございますけれども、決定はしてございません。

○【小川宏美委員】 あと交通量調査のこと、これだけ交通体系に関心を持たれている陳情者から交通量調査、ここでは通行量調査と書いてありますが、これは、市はいつしたもの当たるのでしょうか。そして、今後の調査は、次はいつ入るのでしょうか。

○【佐伯工事担当課長】 先ほどから出ているガード下をくぐる車8割というようにお話のことだと思いますけれども、こちらについては、平成19年度に調査をしてございます。今後いつ調査をするかということもございまして、駅周辺の整備が一通り終わった段階では、やはり交通の流れがどうなっているかというのは検証しなければいけないと思っておりますので、その時期に検証していきたいと考えてございます。

○【小川宏美委員】 19年とおっしゃったんですか。私が持っているのは平成23年と28年のものですが、19年って随分前ですよ。

○【佐伯工事担当課長】 小川委員さんの持っている資料は別の調査だと思います。要するに点的にその路線が何台車が通ったかという調査だと思います。先ほどの8割は、ナンバープレート調査に、全部追いかけて調査をしているんです。この車が通ったところがどこに抜けているかというのを1台1台チェックしています。それが8割ということで、また違うデータだと思います。

○【小川宏美委員】 その追いかけて8割が大学通りと富士見通りに行っているという調査を、次はいつする予定とおっしゃったんです。計画はあるのでしょうか。

○【佐伯工事担当課長】 今すぐにやるという予定はございません。先ほど申したように駅周辺の体系が整ったところで必ずやっていかなければいけないと思っておりますので、その全部の整備が終わるのが令和7年度の予定で整備を進めております。ですので、それ以降に調査をしていきたいと思っております。

○【香西貴弘委員】 質疑させていただきます。先ほど陳情者の方から市民が知らない間に決まったという言葉がありまして、ちょっと気になったんですけれども、いずれにしても、まず、都市計画マスタープランから始まり、国立駅前のまちづくり、また、会議等も多分やられていたと思うんです。その上、さらに最終的に絞って行って警察とのやりとりをしながら確定させていく。その段階までの間にもさまざまな公表といいますか、そういったことをアナウンスされているのかどうか、そこは大切になるのかなと思うので、念のためお聞きしたいと思っております。

○【関野国立駅周辺整備課長】 失礼いたしました。どのように公表をしているかというようなお話ですけれども、平成22年に国立駅周辺のまちづくりを包括的に検討いたします国立駅周辺まちづくり

会議を立ち上げまして、学識経験者、関係団体、市民委員が一緒になって国立駅前広場ですとか、周辺の交通体系、あとは景観、まち育てに関する事などを話し合っていました。また、毎年、駅前報告会というものを開催しておりまして、その中で市民の皆様は御報告をされるとともに御意見をいただいているところでございます。また、平成26年7月5日号の市報におきましては、今、工事担当課長が申し上げました、いわゆる整備の計画につきまして、一面を使いまして市民の皆様は御報告をさせていただいているというところでございます。以上です。

○【香西貴弘委員】 その報告をする中で、先ほどの東1号線の一方通行化等を含めて、さまざまな意見があったのでしょうか。それに対して、どのような対応をされたのかお聞きできればと思いますが、特になければいいです。

○【門倉都市整備部長】 駅前報告会を毎年行わせていただいているんですけれども、駅周辺の中で、交通体系だけではなくて、今、完成しております旧国立駅舎の進捗ですとか、そういったこともあわせて御報告をさせていただいているというところでございます。先ほどいろいろな委員さんのほうからもありましたとおり、交通体系につきましては御意見がございましたけれども、その辺のところは毎年毎年といいたいでしょうか、日々決定したことについて御説明をする中で、反対だとかいうことは特にございませぬ。

東1号線のことに関しましては、やはり地元の、先ほども工事担当課長のほうから申し上げましたけれども、そこにお住いの方々に1軒1軒、そこら辺のところを確認させていただき一方通行化ということもさせていただいておりますので、特に報告会のほうでも反対だということの意見というのはございませぬということです。

○【香西貴弘委員】 最後に、来年からの工事といいたいでしょうか、実際なっていくのでしょうか。一応スケジュール的なこと、今後のことについて、わかる範囲で教えていただければと思います。

○【佐伯工事担当課長】 今後のスケジュールというところでございますけれども、令和2年度から申し上げますと、令和2年度は北第1号線と西1条線の延伸部の築造工事をする予定でございませぬ。あと都市計画道路3・4・10号線、こちら築造する予定でございませぬ。

それから、令和3年度になりますと、西1号線を築造する予定でございませぬ。それから、東1号線、今回の議題になっているところでございませぬけれども、こちらについては令和3年度、4年度、5年度、この3カ年、こちらは電線共同溝といいたしまして、電柱をなくしていこうという景観にもすぐれたものでございませぬけれども、防災上もすぐれてございませぬ。そういう工事もございませぬので、3年間ほどかかると。それから、国立駅南口のロータリーのところでございませぬけれども、こちらについては令和5年度から令和7年度、3カ年を予定しているところでございませぬ。以上でございませぬ。

○【藤田貴裕委員】 1点だけ聞きたいと思いたい。車道の幅員が足りなくて右折車線を設けられないということでありましたけれども、計画を変えて歩道を1メートル下げて右折線をつくるのか、そういうような考えはないんですか。

○【佐伯工事担当課長】 先ほどもいろいろ申し上げておりますけれども、まちづくり全体の計画、歩道を広げて回遊性を持たせる、なるべくロータリーには車を入れないというような考え方、あるいは東1号線の地権者の御要望、それから、そういうのを含めて警察と協議をさせていただいております。そういう中では、右折車線は設けないほうがいいだろうというふうに決まりましたので、現在のところは右折車線を設けないという考え方でございませぬ。

○【藤田貴裕委員】 3・4・10号線ももうすぐ開通ということですね。それで、東1号線の工事と

というのはその後でしょうけれども、支障があった場合は何か変更とか考えるんですか。陳情者がおっしゃったとおり渋滞がひどくなったですとか、当初考えていなかったことが発生した場合はどういうふうにするんですか。

○【佐伯工事担当課長】 具体的にどのような支障が出るかというのは、今の時点ではわかりませんが、当然、全体の駅周辺の整備が終わって、何かふぐあいが生じたということがもし出たとすれば、それは何かしらの対応は——どういう対応になるかわかりませんが、何かしらの対応はその時点で考えていかなければいけないというふうに考えております。

○【関口博委員長】 全員の質疑が行われましたので、質疑を打ち切り、意見、取り扱いに入ります。高原委員。

○【高原幸雄委員】 陳情第2号については、採択を主張します。

今議論されてきたように、東1号線については、北1号線との関連で見ますと、渋滞が発生するというような要因になるということは、要するに信号が連続してありますから、技術的に連動させるというようなこともあるかもしれませんが、そういう問題が発生して、さらにメディカルセンターのところの東2号線については、住民の声として、現状のままでやってほしいという声が非常に大きいということで、警察もこの通行の変更については認めていないというのが現状であります。そういう点では、この陳情で言っているように、生活道路に流入してくる可能性というのは十分に考えられるということがあるものですから、当然、生活道路の安全や、あるいはそこに暮らす住民の安全ということを考えると、今の計画そのものについては見直す必要があると。私たちは3・4・10号線の都市計画道路建設については一貫して反対をしてきました。それに付随する問題としてこういう問題が起きているということは、抜本的に見直しを図る必要があるということ意見を申し上げて、これは採択といたします。

○【石塚陽一委員】 私は陳情第2号について、採択の立場で意見を述べさせていただきます。

なぜかという、今この場での審査に当たって陳情者から出てきた内容に一部思い違いというか、説明不十分というか、その辺の誤差があるように感じました。ですけれども、3・4・10号線が開通するに当たって、恐らくそこに接合する道路にはいろいろ渋滞というものが出てくると思います。私も旭通りの地権者の一人になるわけですが、それをすごく危惧していたわけです。ですから、今回も一般質問でしようと思っていたんですけれども、3・4・10号線にあわせながら、旭通り、あるいは富士見通りの拡幅、都市計画に基づく、これを東京都に強くお願いをしていただきたいと思うのです。

特に賛成した理由は、右折のレーンの問題ですけれども、もう少し地域にいる方々に対する意見、これを尊重しなきゃいけないと思うんです。それはなぜかという、道路管理者の警察との中で、部分的に膨らませるとか、いろいろな問題ができると思います。ただ、前提としては、陳情者が思っていた一通の方向が、ちょっと行政の施策と違うことはわかりました。ですけれども、そういった意味でスムーズな交通体系、それから事故のないような問題、それから環境アクセス、それを考え踏まえて、行政として、もう一度、実際に開通する前に、あれだけの道路ができ上がりますと、恐らくセンターラインが入ってくれば、分離帯、後からの修復はできないと思います。ですから今の時点で、再度また検討していただきたい。それを願って一応採択といたします。

○【青木健委員】 本陳情に対しては不採択の立場で討論をさせていただきます。

先ほど陳情者については一部ちょっと勘違いがあるというふうに思っていたわけなんですけど、行

政の説明もある意味不親切だった部分もあったんだなということについても質疑をさせていただいてわかりました。その辺については、今後、行政も、言葉というのは生き物ですから、伝え方によって全く違う印象を受けてしまうということについては十分理解をして気をつけていただきたいなということをお願いさせていただきます。

それと、現行における計画ですけれども、東1号線、3・4・10号線の開通につきましては、一番懸念されたのがショートカットするための生活道路への通過車両の流入ということだったんです。これについて現段階においては、東1号線について、東から西へという一方通行、そして東2号線は、行政のほうは同じ東から西というようなことを考えるようですが、私もちょっと今の段階で東から西へするというのには賛成をしかねるというか、本当に大丈夫なのかと思います。現行において地元地権者の方が今のままにしてほしいというものについては、私は尊重していくべきではなかろうか。その上で、交通量の調査等々についても開通後行われることだろうと思いますので、その段階において、地元においてふぐあいがあるということになれば、それは考えるべきであろうかと思いますが、しかし、現段階においてそれを考えるというのは少し無理があるのではないかと。今、行政において計画をされている。この方法が、現時点において私はベストに近いベターなものであるというふうに判断をいたしております。

ガード下の前後が3・4・10号線で30メートルちょっとの距離ということでありまして、この渋滞については現段階においても起こっているんですね。現段階というか、以前の段階ですね。以前の段階でも北1号線が相互通行のときにおいても起こっていたことでありまして、これらの解消については、今後鋭意、警察と話し合いを重ねていただきたいということをお願いさせていただきます。本陳情については不採択とさせていただきます。

○【藤田貴裕委員】 それでは、採択の立場で討論したいと思います。

ロータリー機能を残すということになっておりますので、基本的に東1号線が相互通行であれば、生活道路に車が行くということはない、このように考えます。ここを一方通行にして西1条線をあげれば、国立第八小学校の通学路ですとか、国立第四小学校の通学路とかに車が行くというのは、普通に考えればわかりますよね。さらに東1号線に行くはずだった車が国立駅北口ロータリーへ行くわけです。そういうのでどこが人が安心して歩けるんですか。今だって、あの新しいロータリーだって大変ですよ、朝なんか見ていると。これを一方通行化することによって駅前、しかも国立駅南口は歩くのは楽になるかもしれませんが、それ以外の生活道路だとか、北口が歩きにくくなったら大変でありますので、この陳情は採択します。

○【香西貴弘委員】 本陳情に関しましては、不採択の方向で意見を表明させていただきます。

まず、基本的には将来の都市像ということで、この国立市は交通に関しましては、歩きやすいまち、歩きたくなるまちということを掲げております。当然、このような安全・安心は重要なことでございます。そういう中で、国立駅の南口、日ごろの交通量も当然のことでございます。日ごろ通勤・通学で使われている方も当然そうでございます。また、それ以外に土日も含めて、さまざまな方に来ただけ。今後そういった形で回遊性を広げていくと、そういう中で少しでも整備された形で、また、広く使っていただけるようなことを施していく、その目的というのは非常に重要ではないかと思いません。

そうした中で東1号線の一方通行化というのは、すごく理解をしております。ただし、先ほどから言われているとおり、確かに右折するに当たって、そこがもし渋滞することによって、結果的にさ

まざまな支障が出てくるということは全く排除されるわけではありません。ですので、交通のことでございますので、警察との協議等になるとは思いますが、どうかそのあたりは、その後の結果結果を見ながら柔軟に対応していただきたいと思っております。全体を見る中で、私はこの市が考えていただいた案が今の段階で一番いいのではないかとこのように思っております。以上でございます。

○【小川宏美委員】 旧国立駅舎の開業が4月4日ということになった中で、いよいよ周辺道路整備がきっちり固まっていくこの時期にこのような陳情が出されたことは大変意義深いと、貴重な陳情だと受けとめております。それで、今後の3・4・10号線のことも含めて、2020年度から動く、本当にこれから道路に関して動くんだということを、スケジュールを聞きながら思いました。であるからこそ、これから市民の方に周知を本当にしていただきたいなと思いました。この陳情を通してそのことを思いました。

駅北側に関しても生活道路への車両の滞留、流入の問題は、議会でも、他の議員も含めて行っていましたから、南側に関しても当然ながら起きるだろうことは容易に想像できます。そのことの問題、そして車両で駅前アクセスする問題が今回問われました、これから高齢社会がどんどん進む中で、駅前に車をきちんとつけて、そこで乗りおろしたいという方、それをどこにするのか。このような問題もこれからの課題も大きくはらんでいると思っております。そのことも含めて、今回提起されている3・4・10号線のあり方、16メートル道路において、特に北1号線から東1号線の間での渋滞、それをどのように減らしていくのか、課題が突きつけられているのだと思っております。他の委員の討論にもありましたとおり、16メートル道路、右折レーンをどのように設けられるか、渋滞を減らす、そのことを行政にはもう一度この陳情を通して考えていただきたいと思っております。本陳情は採択といたします。

○【関口博委員長】 意見、取り扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本陳情は採択と決しました。

ここで昼食休憩といたします。

午後0時5分休憩

_____ ◇ _____

午後1時4分再開

○【関口博委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

_____ ◇ _____

議題(3) 陳情第3号 国立駅南口前ロータリーにおける車道幅狭小化反対に関する陳情

○【関口博委員長】 陳情第3号国立駅南口前ロータリーにおける車道幅狭小化反対に関する陳情を議題といたします。

陳情者から趣旨説明と、お手元でございますとおりの資料配付をしたいとの申し出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いします。陳情者より、パネルを使用したい旨の申し出があり、委員長により許可しております。なお、趣旨説明は簡潔にお願いいたします。

○【平松朝彦陳情者】 引き続きよろしくお願ひいたします。

追加資料として、こういう資料をお配りしておりますけれども、概要的過ぎてちょっとわかりにく

いかと思いますので、ちょっと最初から説明させていただきたいと思います。

市が計画中の新たな駅前計画図というのがこれで、御存じだと思いますけども、ただ、ここには、調整中であり、変更になる可能性がありますとも書いてあります。これが決定されているのかどうか、私はちょっとわかりません。ただ、この旧駅舎については、もうこのようになっておりまして、建設はもう数年前から決定されていて、もう実現されたということになるんだと思います。

ただ、ここにつきまして、旧駅舎の再築といいますか、これについて位置が南側に随分ずれているという話は皆さん御存じだったのかということも、ちょっと1つの問題点として提案させていただきます。

というのは、これは、まず上のほうですけれども、1車線になっているんです、車線が。5つの道路がありまして、かなりの大量の交通量が見込まれますけれども、これが果たして1車線でうまく流れるのかという。要するに、渋滞が起きるのかどうかという話になります。

今までこういうところについては、もちろん信号があるところとないところがありますけども、中では信号待ちの渋滞が起きるわけですね、出るための。中では、この車線に入るための信号待ちといえますか、渋滞が起きているわけです。現実には、そこら辺がこれに示されているように、3車線あるために、真ん中が基本的な道路で、だからスムーズに流れていると、私はずっとここに住んで、ずっと車を運転していますけども、ほぼ毎日、毎日と言っちゃあれですけども、2日に1度ぐらいはロータリーを利用しています。何とか流れていると。渋滞していないこともないですけども、何とか流れているんじゃないかという印象を受けています。それが、1車線になったら、とてもじゃないけれども、渋滞が起こらないわけがないというふうなことで起案させていただきました。

まず、この要領ですけれども、駅舎が南側に6メートルくらい、以前と比べて移動していると。あと、こちらのほうの歩道関係が広まったために、例えば今の計画だと、バスの時間差調整のためのスペースがあったんですけども、それがなくなるということです。こちらのバス停がこちらに移って、ここはタクシー乗り場になるらしいですけれども、結局バスの時間待ちがなくなるということは、バスの時間調整をここでしなきゃいけないわけです。これで果たして、調整なしでスムーズに分単位の運行ができるのかという問題もあります。タクシーはここからここになるわけですけども、ここに、ちょっと二、三台書いてあるのかな。こっちからピストンで行くらしいですけども、これはまたどのように運行できるのかちょっと定かじゃわかりませんが、これもちょっと難しい。非常にタクシーが混雑しているときは。

結局、もう既に終わっちゃっていますけども、これをちょっと寸法ではかりました。そうすると、今までロータリーの北側部分の通りが21メートルあったんですけども、これは原寸ではかったところで、原寸というか図面上ではかったところ14.8メートルになっている。つまり、6メートルも食い込んで3割も減少しているんです。これはまず第一段階で、それがどんどん、どんどんふえて、最終的にはこの図のように進めるようになってしまうんでしょうけども、これで果たして渋滞が起きないということはとても考えられない。これは私の思い過ごしかもしれませんが。

そもそも、国立の都市計画はどういうことかという、ロータリーの構造というのは、ロータリーがありまして、来た道をそのまま帰れるんです。人を送り迎えするためには道が来ている、こっちから、住んでいる家から、こちら辺です、人を送迎して、そのまま最短距離で戻れると。その道路が、今ここは1車線になっています、一方通行になっていますけども、本来は、2車線双方向通行で通れるようになっていることが、1、2、3、4、5となっていることが、国立の都市計画の非常に特徴的

なところなんです。これは非常に理想的な、我々はずっと住んでいると当たり前だと思っけていますけども、こんなまちはほとんどないんです。だから、これは非常に重要なことなんですけど、これが成り立つためには、ここにスペースが必要なんです、広さが。それがいつの間にか、どんどん、どんどん少なくなって、1車線になって、これであまくいくのかということとても思えなくて、これは変更の可能性があるといいながら、いつの間にか決定してしまうじゃないかということで、勝手な危惧かもしれないんですけども、陳情させていただきます。

このまちは後藤新平がつくったというと語弊がありますが、説がありまして、それはなぜかという、辻井喬さんという方が、国立は父の堤康次郎が後藤新平の直接の指導を受けた事業だと。あと国立市の設計者と言われる中島陟さんが、後藤氏に設計図を見せて合格したという2つの話があるんです。つまり、要するに、この片側3車線の大通りと、バス通りと、この放射状通り、あと最低道路が3間の5.4メートルの区画がこのように重なってきているというのは、実は後藤新平が台湾とか、満洲の長春でやったプランそのものなんです。これのモデルを、実は後藤新平が国立で実現したと言ってもおかしくない。多分そうだろうと思います。それこそが、国立の文化遺産だと思っけています。先ほどもお話がありました、国立の回遊性ということ言われるんですけども、都市計画の原理原則というのがあると思うんです。駅というのは電車を乗る場所なんです。駅前には電車に乗るために人が集まる場であって、ゆったりと散歩する場でもイベントをする場でもないんです。設計の目的は、何よりも駅前アクセスの交通渋滞を起こさせないということが重要だと私は思っけています。

あと、アンケートをとっていろんな人の意見を聞くというのがあるんですけども、結局そのアンケートというのは、駅の近くの周辺に住んでいる人は回遊性を重視するし、遠くに住んでいる人は回遊性よりもアクセスを重視するんですね。だから、結局どっちの意見をとるか、利害関係の話でしかすぎなくて、単にそのときのアンケートでこうなったからという話じゃなくて、やはり原理原則でもってアクセスを重視すべきだと私は思っけています。以上で終わります。

○【関口博委員長】 ありがとうございます。

説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ陳情者に対する質疑を打ち切ります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。高原委員。

○【高原幸雄委員】 1つだけ確認させていただきたいんですが、先ほど陳情者からもありましたように、国立駅周辺整備事業の現在という改訂版ですけど、この中の6ページにありました、駅前広場の形状は現在調整中であり、変更する可能性がありますという記述があるんですけど、これは、そういった判断をするというのはいつぐらいなんですか。

○【佐伯工事担当課長】 こちらに書いてある内容でございますけれども、具体的には、詳細設計というのを行いますけれども、そのところで、いろんな微修正が出てきます。大まかなところはこれでいくんです。ただ、細かいところの修正があるかもしれないので、こういう書き方をしているということでございます。

○【石塚陽一委員】 当局にお尋ねしますが、今現状出されている内容を見ると、日々の生活の中で、夕方になるとタクシーが、本当にもうあそこ3列、4列で並んでいて、一般車両が進入しづらくなっているわけです。

当初の計画のときには、駅舎の西側のほうのところのスペースにタクシー用のモータープールをつ

くるという案があったんですけども、やっぱりそういったものをどこかで活用しなければ、駅のところにほかの車が乗り入れができなくなるので、そのあたりのところはどのようにお考えですか。

○【佐伯工事担当課長】 一般車の乗り入れに関してでございますけれども、こちらについては、今北口の広場もそうなんですけれども、警察との協議をしている結果、一般車の乗りおりのためのスペースは設けられないということで、警察のほうから指示が出ています。北口を見るとどうなのかなというところですけども、現状、北口であればタクシーがちょっと並んでいる後ろのあたりでおろしたりだとか、国分寺のバスですか、あのあたりでおろしたりとかというのが現状では見られると思います。

南口のこの広場についてですけども、警察の中では設けられないということでございますけれども、これはいい、悪いとかじゃなくて、例えばタクシーの前のあたりのスペースでおろしてすぐ出ただくとか、あるいは障害者センターの車がずっととまっているわけではないと思いますので、例えばそういうところでおろしていただくということはあるのかなとは思いますが、警察の協議の中では、一般車両の乗りおりのところが設けられないということで。（「西側につくるという話があったでしょう」と呼ぶ者あり）タクシープールについては、まちづくり会議の中で、いろいろ検討してまいりました。まちづくり会議の交通検討部会だとかそういうところで会議をする中で、最終的にはそちらのほうには設けないで、こちらのほうの、今でいうことであれば、多摩信用金庫の前ですか、この絵に書いてありますけれども、ここに設けるとということで、まちづくり会議の中では合意をしているところでございます。

もちろんバス事業者の方も中には入っておりますし、タクシー事業者の方もそのメンバーには入っております。その事業者の方にも合意——合意というか、これで大丈夫ですよという御意見もいただいておりますので、現在このような形になっているというところでございます。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。ただ、現実の問題として、警察が個人の所有の車乗り入れを認めない、それはちょっとおかしいんじゃないですか。例えば、車椅子の方が電車を利用して出かけるというときに、やはり至近距離のところでも乗りおりをさせてあげなきゃいけないし、また車椅子をお使いじゃない方でも、やはり足腰の悪い方なんかもいらっしゃる。そういったときに、駅から離れた南側のほうで車をとめて、そこから駅に行きなさい。これはお天気の日ばかりならいいですけど、雨の日とかいろいろあると思うんです。雪の日とか風の日とか。

そういうようなことを考えたら、ただ警察の言う交通管理者だからということで聞くだけじゃなくて、その辺の配慮はされないんでしょうか。

○【佐伯工事担当課長】 こちらについては、言っている御趣旨は理解いたしますけれども、やはり警察との協議もありますし、先ほど言ったあいているスペースを利用していただくしかないのかなと、現状ではそのように考えているところでございます。

○【石塚陽一委員】 今言われた、その障害者スポーツセンターのバス停は、日曜日だとか、あるいは夕方の7時を過ぎるとバスがもう来ませんから、とめるスペースがあるんです。でも逆に、その前まで、今駅前の赤い三角屋根のところ、新しくもうできているところですけども、1社2台まで、上に広告の看板載っていますね、1社2台までで、今4社入っているわけですね。そうすると、8台、あそこにもう並んじやあって、それ以外の方が、バスの降車場のところの一番西側とその次のところは外して、全てに並ぶように夕方になるとできているわけです。ないのは、運転者の乗りかえの時間はいいんで、それ以外はほとんど、それは地元の会社のタクシーが並ぶわけです。ですから、その

辺のところの解消というのをやらなければ、ロータリー機能がないと思うんですが。

○【江村都市整備部参事】 現在のタクシーの利用状況にちょっと不手際があるというような御意見でございますので、その辺はタクシー事業者のほうに話をした上で、ほかの方の利用に支障がないような形に取り組んでいきたいというふうに思います。

また、将来形の中では、やはりこの専用のスペースと書いて白線で書いて、しょうがいしゃ用だとか一般用という形、これは警察ではだめだということは、北口の協議の中でずっと続いております。

しかしながら、現在の南口の中でも、タクシー乗り場の前のスペースや、また障害者スポーツセンターのバスのほうは1時間に1本でございますので、それが利用されていないときに一時的に乗りおりするという事は、これまでもやっておりますでしょうし、今後もそういった臨機応変な対応と申しますか、あいているスペースを使う中で利用者の方には対応していただきたいというふうに考えているところでございます。

○【石塚陽一委員】 あと最後1つにします。

国分寺の駅の南口が整備されたときに、タクシーのモータープールを鉄道学園のところに置いて、一定の台数が出たら無線連絡で入ってくるという手法を取られているわけです。あそこも距離的には結構あるんです。駅を出ると南口は、東京ガスさんがあったところがぐっと下に下がって、上がって鉄道学園ですから、国立はそういうふうな環境とはちょっと違うんでしょうけども、今たましんさんの前のところのバスがありますね、立川方面に行くバス、そのところのグリーンベルトの北側にまでタクシーが並んじゃうような状態も出ているわけです。ですから、その辺のところの規制等も十分考えて施策を講じてほしいと思います。

○【香西貴弘委員】 先ほどの陳情者からの御説明の中に、ロータリーの機能、陳情の趣旨のところにはラウンドアバウト形式ということが書かれておりますが、新たな計画だと渋滞は必至ということが言われております。ここを狭めるということにおいて、ロータリーを狭めるということになっていくと、確かにそこだけを見ると渋滞は必至だろうと思うんですが、渋滞になっていくかもしれません、そこにプラス、あわせて、例えば周辺の道路整備等を行っていく、これは一体になっているんじゃないかなというふうに私は思っております。このあたりは、要は通過交通量というか流入交通量が少なくとも道路整備を行うことによって減っていく、そのあたりのことはどのように考えられておりますか、確証を持たれておりますでしょうか。

○【佐伯工事担当課長】 まず、国立駅周辺をどういうふうにしていくかというところで、やはり車優先なのか人優先なのかという大きな、両方をやるのはなかなか難しいというところもあるんですけれども、南北、要するに西1条線の延伸部分、これと都市計画道路3・4・10号線、こちらが同時に令和2年度末に開通するという予定で今計画をしているところでございます。

こちらの2路線が開通することによって、駅前に入り込む車両というのは大分減ってくるというふうに思っております。減ってくるので、歩道を少し広げて、人優先の駅前広場にしていこうというような考えでやってございますので、基本的には、交通量は減るものと考えてございます。

○【香西貴弘委員】 そうなるということを期待して、そういう形を狙っていらっしゃるということだと思います。

あと、案外ちょっと忘れがちですけども、ここは自転車結構自由に実は動ける。これは、特に朝を見ていると、本当に危ないなというふうに、私は正直いつも思っております。ところがうまく皆さん本当に通行されている。すごいなというふうに思うんですが、とはいえ、やはりはたで見えても

危ないなという意味においては、少しでも通行量、中に入ってくる流入量を減らしていくというのは、もちろん歩行者第一なんですけども、やはり自転車という方々に対する配慮にもなるのかなというふうな、私は期待をしているところでございます。そのあたりの狙いはございますか。

○【江村都市整備部参事】 現在、自転車につきましては、国立の駅舎の下は押して通らなければいけない。西1条線も開放はしていますが、原則的には押して歩いてくださいというふうになっています。

こちらについては、3・4・10号線ができれば、その中は歩道、車道、通れるようになります。また、西1条線についても自転車が通れるようになりますので、現状として南北に抜けていく自転車についてはどうしてもこの駅前ロータリーを一部通らなきゃいけない状況がありますけども、これについては、3・4・10号線、西1条線の整備の中では解消されてくるだろうというふうに思います。

また、先ほどの交通量の件ですけども、実はこの計画を始めたのが10年から前のことになります。手元の資料で言いますと大学通りにつきまして、東京都が5年ごと、国で全国を5年ごとに交通量の調査をしているんですけども、大学通りの交通量で申しますと、平成17年で、12時間で1万1,300台あったものが、10年後の平成27年だと7,900台、30%減っております。当然この間に中央線の高架化になって踏切がなくなって、南北交通がさまざま分散化されたんだろうと。

また、国分寺の3・2・8号線とって、府中の総合医療センターのところから北へ抜ける通り、これもここに来て、暫定ですけど開通しておりますので、そういった中で周辺のまちづくりの進展に伴って、現在、国立駅前そのものの交通量は、10年以上前と比べますと大分減っているというふうな認識も持っているところでございます。

○【小川宏美委員】 1点確認させてください。陳情者がおっしゃっていたんですが、旧駅舎の位置が南側にずれている、これはどのぐらいの数なんですか。

○【関野国立駅周辺整備課長】 南側に4.7メートルほど動いております。

○【小川宏美委員】 4.7メートルですね。そして、先ほど陳情者が数字を出していらっしゃいましたが、ロータリーを狭め、小さくする場合、21メートル旧駅舎と円形公園の間があるところの部分が14.8メートルになるとおっしゃったんでしょうか。6メートルぐらい狭まるという具体的な数字を出されました。これは、今市が予定しているものと数字的に同じでしょうか。

○【佐伯工事担当課長】 旧国立駅舎のところで、前の幅員でございますけども、現状と完成形との差でございますけども、5.4メートルほど広がるということでございます。

○【小川宏美委員】 広がる、狭まる。歩道の話はしていない。

○【佐伯工事担当課長】 先ほど21メートルという車道の幅がありましたから、それを引きますと15.6メートルの車道幅になります。

○【小川宏美委員】 ですから、何メートル狭まることになるんでしょうか。（「車道が狭まるかということですよ」と呼ぶ者あり）

○【佐伯工事担当課長】 したがいまして、歩道が5.4メートル広がりますので、車道が5.4メートル狭まるということになります。

○【小川宏美委員】 はい、わかりました。

○【関口博委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、意見、取り扱いに入ります。

○【高原幸雄委員】 陳情第3号については、採択といたします。

今の計画では、先ほど陳情者の方が言うておりましたけれども、ロータリー機能は大きく縮小されるということで、これまで資料でいただきました3車線のロータリーの誘導路線が1車線になるという点では、渋滞や事故の危険性も高まるということが十分予想されます。

しかも、この計画でいきますと、他の委員からも質疑がありましたように、以前検討段階ではタクシープールが、高架の下にセットするというような案もありましたけれども、この現在の計画ではたましんの前に置くと。しかもこのたましんの前というのは、今立川行きのバスが2路線入っているところを全部タクシープールにするということで、しかも、今までおけるバス停のところにそのバスが移動するというので、さらに東側のほうは乗りおりが同時のバス停という、大変大きく変化するんです。一般市民の高齢者やしょうがいしゃの方が入っていった場合に、どこに車をとめて駅を利用できるのかという点でも、この段階ではきちっとされていないということを考えますと、やはり市民の安全ということもありますし、それから、この陳情の中でも言うておりますけど、ロータリー機能という問題を市がどういうふうに考えているのかということで考えますと、防災の危機管理のための道路幅の確保や、あるいは国立市の歴史的な遺産ということでロータリーの存在、そういうことを十分に考慮した計画にはなっていないということが指摘できると思います。

そういう点で、陳情については採択といたします。

○【青木健委員】 本陳情には不採択の立場から討論させていただきますけど、資料をいただきまして、ありがとうございます。ただ、この資料を読みますと、現行で3車線あるような勘違いをされている。現行において、ロータリーというのは、車線というのは、一番内側の部分に、実線ではなくて点線で引かれておりますけど、そこがあるだけでありまして、実際に3車線あるような、こういうちょっと図にさせていただくと誤解が生じるのではないかなというふうに思います。

先ほど、当局からも答弁の中で、車道部分について5.4メートル狭まるというようなことで言うておりましたけど、それは車道と言うていいのかわからないですけど、空間として、歩行者空間ではない部分が5.4メートルふえるということでもありますので、車道として、実際に車が、通過車両なりが通る部分については、これは現行と変わらないわけであって、何ら、これによって通過する車両、そしてまた乗りおりもありますよね。乗りおりについても不便を来すというようなものではないというふうに思っております。古来より、ヨーロッパのまちなんかでよく見られますけど、このロータリーというのは戦争の問題もありましたけど、ただ、交通の流入、流出については、非常に、信号を使わないという点においてすぐれた機能持っているものでございます。ただし、この優れた機能についても、これを使うには、お互いの譲り合いの交通マナーというものが第1条件になってくると思います。当市においては、ロータリーでの事故というのはほとんど、私は聞いたことがないわけであり、それだけ歩行者、自転車、また車両というものがお互いにルール、あるいはマナーを守る中において存続をしてきたものであるというふうに思いますので、極端に言えば、ここを一方通行にしちゃうとか、この道には入れないよというようなことにしたら、それは支障を来すことになると思いますけど、現行の段階において、実質の車道の幅が狭まるということではなくて、歩行者空間が広がるということにおいては、今の利用されている皆さんに御不便をかけるものではないとして、本陳情には不採択とさせていただきます。

○【石塚陽一委員】 陳情第3号に対しては、条件を付して不採択といたします。

今、いろいろと陳情者からお話を聞いて、また、陳情書を出していただいた中で、同意できる面が

多々あります。

ただ、そういう中において、やはりこのまま全てがいい、あるいは悪いということじゃなくして、やっぱり使い勝手という問題を考えなきゃいけないと思うんです。そのためには、やはりこの国立駅南口を利用する市民の利便性を考えたときに、一般車両の方である程度緊急避難的に乗りおりができるようなスペースを何らかの形で表示をして、それを市民に周知するということが1点。

それから、先ほど申し上げたように、タクシーの問題ですけれども、モータープールのなものがたましんさんの北側正面玄関のほうに来るということになれば、やはりその場所が変わっただけで、もう少しロータリーの中のタクシーの台数を減らすということに対し、行政として働きかけをしていたかなければ意味がないんじゃないのかなと思います。

やはり、バスも市民にとっては本当に大事な足です。タクシーも同じように大事な足です。ですから、その辺のあたりのところで、もう少し市民の皆さんが納得できるようなことを付していただきたいということをもって、今回の陳情は残念ながら不採択とさせていただきます。

○【藤田貴裕委員】 それでは、採択の立場で討論いたします。

現行、きれいに回っているロータリーでありますので、特段手をかける必要もないのかなと。ただ、路面が結構傷んでいますので、その舗装についてはやってもよろしいかと思えますけれども、極端なロータリー機能の変更については必要ないだろうと、このように考えています。

また、バス停ですけど、多分現在でも足りないだろうなという気がしてまして。バスの順番待ちで、ロータリーの中で一旦停止をして矢川方向へ行くバスを先に通した後、くにつこが入るですとか、いろいろな運用をされていると思います。

消費者からすると、降車場については少し不便だという声が出て、議会の聞く会で北市民プラザで出ていましたけれども、運転手さんのほうからすれば、降車場があったほうが、時間調整ですとか、トイレへ行きたい場合はそこで行けたり、若干の休憩をとれるなど、現在のバス停の配車のあり方はとてもよくできているなど、このように考えています。

そういう面では、わざわざ大金を払ってロータリーの変更をするというよりかは、現状のままで十分と、こういうふうを考えておりますので、本陳情については採択といたします。

○【香西貴弘委員】 歩きやすいまち、歩きたくなるまち、国立、その中で一番ある意味象徴的な部分というのはどこか。やはり国立大学通りであり、またこの駅前ではないかというふうに思っております。そういう中で、まず、旧駅舎が再築をされ、それを中心にして、さまざまなことを考えていつているんだなというふうに私は認識をしております。

そういう中で、このロータリー機能を持った南口駅前のロータリー、まさにここの部分へのいわゆる自動車等の通行、流入交通量をいかに減らしていくか、これは安全安心、また多くの人に歩いていただける、この駅前空間を楽しんでいただく、そのための1つの条件ではないかというふうに思っております。

当然のことながら、先ほどから話がありますとおり、一方通行とかを初め、西1条線、また東の道路も含めてございますが、こういった開発と合わせた形での、セットになったことであろうと思えます。そのことが最大限に効果が発揮できる、まさにそれが今の形ではないかというふうに私自身は思っている次第でございます。

よって、この陳情に関しましては不採択とさせていただきます。

○【小川宏美委員】 本陳情は採択の立場で討論いたします。

今回の報告に、行政から出ました国立の旧駅舎の両脇の土地換地が協議が調ったということで、空間広場という言葉が入っていました。旧駅舎と合わせると約2,000平方メートル、ここはこれからの、どこまでになるかということは協議なんでしょうけども、かなりの空間が駅前に戻ってきました。ですから、旧駅舎がここで戻ってきた中で、駅前をどのような場所として位置づけるかという意味では、交通をさばくという問題、あと、駅前、そして回遊性のあるまちとしての交通拠点でもありますけれども、やはり駅前に音楽が流れたりイベントが行われるような場所として使う。その両方の兼ね合いをどう置くかということが、市長の御意見も先ほど聞き忘れてしまったんですが、どう考えるかということがこれから問われるんだと思います。

その中で、ラウンドアバウトという、ヨーロッパにも今のまちにも見られるロータリー機能を持った歴史的資産としてのものを国立が持っているという利点、そして今回、5.4メートルの歩道拡幅と同時に車道の狭小化が行われるということは、私はこれは、駅周辺まちづくりにかかわってきたときに、このことは本当に賛同していますので、この辺はちょっと陳情者と意見の違うところではあります。しかしながら、具体的に数字が今出てきた中において、バス、公共交通、タクシーを含めてどうここでさばけるのかは、やはり今回の陳情を受けて、懸念も多いのだなど改めて思っているところです。

趣旨採択という方向は今、立場のとり方はなくなりましたが、この陳情の趣旨に大いに賛同し、これからのロータリーの機能のあり方、具体的に詰めていくときと思ひまして、採択といたします。

○【関口博委員長】 意見、取り扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

ただいまの採決の結果、可否同数であります。よって、国立市議会委員会設置条例第16条の規定により、委員長において、本陳情に対する可否を採決いたします。

一言、意見を申し上げます。

国立駅周辺まちづくり……（「できませんよ」と呼ぶ者あり）） そうですね、できないんですね。残念ながら意見は言えないということですので、本陳情については、委員長は不採択と裁決いたします。



議題(4) 陳情第4号 最低賃金の大幅引上げによる生活改善を求める意見書提出に関する陳情

○【関口博委員長】 陳情第4号最低賃金の大幅引上げによる生活改善を求める意見書提出に関する陳情を議題といたします。

陳情者から趣旨説明と、お手元にございますとおり資料配付をしたいとの申し出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いします。趣旨説明は簡潔にお願いいたします。

○【日下努陳情者】 私は、国立・立川・昭島地域労働組合総連合の日下努と申します。

○【関口博委員長】 申しわけないです。ちょっと議員からの発言はおやめください。陳情者が今説明しておりますので、よろしくお願いいたします。

○【日下努陳情者】 よろしく申し上げます。

それでは、最低賃金の大幅引上げによる生活改善を求める意見書提出に関する陳情の趣旨説明を行います。

ワーキングプア、すなわち働く貧困層の増大が社会的に大問題となって久しくなっております。2017年度に、年収200万円以下の労働者は1,828万人、雇用労働者の3分の1に当たる33.5%となっております。とりわけ、女性と若者にその比重が高くなっております。

2019年、6月から9月を調査期間として、東京都にあります労働組合が、組合員や組合員の子供並びに知り合いなどから3,500人以上、うち10代から30代のひとり暮らしの若者は411人含まれています。この調査から、東京の最低生計費試算の結果が明らかになりました。北区在住の若者の単身者世帯で月額、男性で24万9,642円、女性24万6,362円、こういった結果になりました。また、この国立市の隣にあります立川市だと、男性26万2,446円、女性25万9,487円、こういった結果になりました。

現在、東京都の地域最低賃金は、時間額1,013円、労働基準法による法定労働時間は1日8時間、週40時間を上限としております。これをもとに、年末年始、5月の連休程度は休むとして、年間50週で計算した年間の労働時間はおよそ2,000時間となります。時給1,013円で2,000時間働いた年収は、年間で202万6,000円、このようになります。これを12カ月で割った平均月収は約16万8,800円になります。

先ほどの、立川市内における最低生計費試算に対し、月当たり8万円程度も不足する金額になります。この不足額は、教養娯楽費や文化スポーツ費のこれらで我慢するというだけでは済まされず、年金が支払えない。健康保険料が高過ぎて払えなくて、病気になっても医者にかかれない。月末になると3度の食事もままならない、こういった悲痛な声が、私たち労働組合に寄せられています。

憲法は、第25条で、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、このことを保障しております。しかし、最低賃金法は、第9条第2項で、地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない、このようにして支払い能力を最低賃金の決定の要素としております。これによって、最低賃金額は、生活を支えるものをするのができない数字にとどめ置かれ、多くのワーキングプアをつくり出している。こういった温床となっております。

労働者が働くのは、第一に、生活に必要な収入を得るためであって、8時間働けば誰もが憲法の保障する健康で文化的な最低限の生活ができる賃金を最低限とするべきではないでしょうか。

平成29年版消費者白書によれば、消費支出の動向、これが2015年度以降、ほとんど消費支出が減少しているというふうになっております。同白書で支出を減らそうとしている理由は、所得が減るからが約5割から6割になっております。支出を減らして貯蓄に回す額をふやしたい、このように願っている方が3割から4割となっております。このように、収入がふえないために消費支出を減らさざるを得ない労働者の実情が消費を減退させ、地域経済の不振につながっていると言えます。最低賃金の引き上げを通じて労働者の賃金が底上げされれば、消費支出がふえ、地域経済活性化につながるものと考えております。

一方で、地域経済が不振にあるために、中小零細企業にあっては、賃金引き上げの余力がないことが最低賃金引き上げの障害となっております。政府は、経済財政運営と改革に取り組む下請中小企業振興法に基づく振興基準のさらなる徹底を含む取引関係の適正化を進め、下請事業者による労務費上昇の取引単価への転嫁の円滑化をやる、このように述べております。国及び自治体においては、方針の具体化と抜本的強化を図るよう強く求めるものであります。

また、一部で、現行の最低賃金は生活保護基準額より下回っていないので、積極的引き上げには慎重にと、このような議論もありますが、現行の生活保護基準そのものが低過ぎるのが実態といえます。

最低賃金の抜本的引き上げ、労働者の生活改善と地域経済活性化の好循環をもたらすために、国立市議会の御理解と一層の御尽力をお願いして、陳情といたします。よろしくをお願いします。

○【関口博委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。香西委員。

○【香西貴弘委員】 非常に大切な意義のある陳情をいただきまして、本当にありがとうございます。幾つかちょっと確認させていただきたいと思います。

現状の政府も含めて、例えば政府であれば年3%ずつの賃上げをできればやっていってほしいと、やっていくべきだということを実際にやっております、もう既に4年たつかなというふうに思います。そういう意味では、現政府も含めて、多くの方が、この最低賃金を引き上げていくという、これはまさに福祉政策だけではなく、まさに経済政策として、これはやっていかなければならないというところでは一致しているのではないかなというふうに思います。

しかし、急なる、やはり変更というか、急なる引き上げというのは、さまざまな支障をもたらすということも現実として考えられるのではないかなというふうに思っております。そういう意味において、確認させていただきたいと思います。

まず、この陳情事項の中にある1番でございますが、最低限度の社会生活ができる賃金を保障するため、最低賃金を大幅に引き上げることということでございます。この大幅にというのは、この趣旨説明中の1,500円という形が具体的な数字が出てはおりますが、大幅にというのはどれぐらいの金額のことを指していらっしゃるのか教えてください。

○【日下努陳情者】 陳情の趣旨のほうには、紹介という形で1,500円というふうに載せてありますが、実際には、今言われたように、関係する行政、政府や業界団体、もちろん労働者の生活そのものがありますので、具体的な数字は、ここでは記しておりません、そういう意味で。それはやはり、多くの国民的な議論と合意のもとで、最低限の生活を営む基準というのを、やはり国民的な議論で考えていって実現してほしいと、そういう願いであります。

○【香西貴弘委員】 あともう1つ、できればはっきり、先ほど1,500円なら1,500円と言っていたほうがすごく理解は早かったんですけども、もう1つ、済みません、では、どれぐらいの期間で、例えば1,500円を目指そうとされているのか。1年後なのか、これ、今はできないかもしれませんが、5年後なのか10年後なのか20年後なのか、そのあたりの期間、それはどのように考えていらっしゃいますか。

○【日下努陳情者】 これはなかなか難しい質疑で、私の個人の思いと、団体というか、ここに提案している思いというか趣旨というのが、またちょっとずれるものですから、ちょっと私の個人的な思いを言ってしまうと、そんなというふうなこともありますので、それは差し支えますけども、きょうここで陳情する趣旨で言えば、特に期間は考えておりません、正直なところ。ただ、できるだけ早く、早くというか、数年以内というようなこともあります、これはやはり国民的な合意だとかもなければ事が進まない問題でもありますので、その辺は、申しわけありませんけど、慎重に、このようにしか現段階では言うことはできないということです。

○【香西貴弘委員】 ということは、速やかなということは数年ぐらいかなという、そう遠くなく近過ぎもなくという感じですか。はい、わかりました。

○【石塚陽一委員】 陳情どうも御苦労さまです。

ちょっとお尋ねしたいんですけども、先ほど御説明の中で、最低賃金が生活保護費を下回っているというようなお話が出たかと思うんですけども、現況今、生活保護費で実際に生計を立てていらっしゃる方も国内には相当いらっしゃると思うんです。

そこで、今ここに出されている数字で、例えば立川と八王子市の場合、これを見ていくと、例えば住居費なんかですと、やはり立川と八王子だと立川のほうが高いとか、また国立がもうちょっと高いんじゃないかとかといろいろ出てくると思うんですけども、その中において、この予備費と非消費支出というのがあるんですけども、そのあたりはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。例えば、立川市の男性で非消費支出が5万1,938円、予備費が1万9,100円、女性で非消費支出が5万1,938円の予備費が1万8,800円と、この金額も非常に大きいと思うんです。これは恐らく生活保護費との差の分が全くこれだけプラスされちゃっていると思うんですけども、その御見解はどうでしょう。

○【日下努陳情者】 予備費については、まさに突発的なことで使うこともあるので、あらかじめ科目に振り分けられないのが予備費だというふうに思います。そういう意味で、ちょっと予備費の正確な内容について、私はちょっと存じ上げておりません。

非消費支出に関しましては、これは税金なのかな、違うか、社会保険料だというふうに思っています。済みません、ちょっとうろ覚えで申しわけないですけど。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。すると、今いろいろ御説明いただいた中のこの陳情の資料の中に、例えば健康保険料が払えないとか、病気になっても医者にかかれないとか、あるいは年金が払えないというようなことで出てきていると思うんですが、それは当然考えられるわけですけども、現況今、じゃ、こういった方たちは、ここで大幅に引き上げされないと、これからも自衛策を講じなきゃいけないと思うんです。その自衛策は何か想定されるものがあるのでしょうか。

○【日下努陳情者】 自衛策は、さらなる食費だとか被服費などを削るだとか、あるいは公的な支援を受けるとか、人によってはさまざまな思いがあって、公的支援を受けるのはちょっとはばかれるという方もいますので、最悪の場合には、命をみずから絶たざるを得ないという方もいることも否定できないというふうに思います。

○【石塚陽一委員】 じゃ、これで最後にしますけど、もう1つは、例えば、一定の先ほど言われた就業時間があるんですけども、それを超越して、やはり収入が少ないからということでサブロク協定、御存じだと思うんです、労協で定められている残業ですよ。そういったものへの取り組みはどのようにお考えですか。

○【日下努陳情者】 残業問題そのものですか。残業手当。

○【石塚陽一委員】 時間外延長してまで稼ぐということです。

○【日下努陳情者】 本来、時間内で生活できるのが賃金の基本なんですけど、日本の場合は、所定内の基本給が少ない上に、残業割り増しも安いと。あと生産過程の中で残業込みで生産体制を組んでいるというのが実態であって、ただ残業に依存するような働き方をせざるを得ない人もいるし、一方で、ブラック企業と言われるようなところでは、残業しても残業代を出さないということだとか、死ぬほど働かされて、命を絶ったり病気になったりという方もいらっしゃいますので、そういう意味では、規制をしっかりとした上で、所定内で生活できるような賃金にする設定が必要だというふうに思います。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございました。

○【関口博委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

ここで陳情第4号について署名が追加されておりますので、局長から報告いたします。

○【内藤議会事務局長】 それでは、御報告申し上げます。陳情第4号につきまして、その後、賛成署名が9名追加され、外9名となりました。

以上、御報告申し上げます。

○【関口博委員長】 署名の追加については、以上のとおりであります。

当局に対して質疑を承ります。

○【香西貴弘委員】 1点だけ。済みません、国立市において、例えば、この最低賃金のことを状況がどうだとか、もしくは何らかの声が上がっているとか、そういった、まず把握ができるのか。私はできないと思うんですけど、できるのか、もしくはできていたときに、またどういう意見があったのかとか、そういったことはありましたでしょうか。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。

最低賃金に関しましては、市報やホームページで公表させていただいているところではございますが、特段調査といったようなことはしておりませんので、具体的な統計数字というのは今持ち合わせておりません。

ただ、商工振興などの業務の中で、経営者さんとお話する中では、特に去年の10月ですか、最賃が上がったのと同時に消費税増税がなされたということで、かなり厳しいというようなお声は聞いております。また、都内でも、東京都一律で最賃決まっているということで、区部の利益率がいい企業と、あるいは西多摩、その方がおっしゃっていたんですけど、人口バランスを考えて、同じ賃金だということもなかなか厳しいという話を聞いているんだというようなことは伺っております。以上です。

○【石塚陽一委員】 2点だけ、当局にお尋ねいたします。

まず最初に、1点目は、最低賃金については、毎年改定されて少しずつ引き上げが行われているような状況なんですけども、この陳情に今回記載されている労働者の賃金体系、特に小規模事業所にお勤めされている方々が多いかと思えます。例えば公務員の1時間当たりの単価や大手民間企業の1時間当たりの単価より低いというふうに我々自身も思うんですけども、そのあたりの見解はいかがでしょうか。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。

最低賃金に関しましては、働き方改革の中でもありましたけれども、もともと最低賃金審議会で決められている中で、働き方改革の中でGDP成長率に配慮しながら上げていくんだということで、今3%ずつ上がっているということでございます。一方で商工会議所などからは、やっぱり3%を上回る上昇率は大変厳しいというようなお話もあったようですので、その点に関しては、バランスを見る必要があると。今はそういう状況にあるんだというふうに考えております。以上です。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。あともう一点だけ、最低賃金の算定についての計算手法というのでしょうか、判断に供する情報を、例えば国立の行政当局としても把握はされているのでしょうか。

○【三澤まちの振興課長】 そのプロセスについてまでは、詳細については、現時点では把握しておりません。以上です。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。

○【高原幸雄委員】 済みません、1つだけ。

先ほどの答弁で、3%の範囲内というような話がありました。実は最低賃金の引き上げによって、働く労働者の所得がふえるということになるわけですが、そうすると、市税収入として住民税にはね返るわけですよね。そういうことの、過去の実績ではどのぐらいの市税収入の増になるのかということは、データとして持っていますか。

○【藤崎政策経営部長】 所得がふえるといったことに伴いまして、市民税に反映するといったことは、確かにおっしゃるとおりだと思いますけれども、済みません、今その辺のデータについては持ち合わせておりませんので、よろしく願いいたします。

○【関口博委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、意見、取り扱いに入ります。

○【石塚陽一委員】 この陳情第4号、最低賃金の大幅引上げによる生活改善を求める意見書提出に関する陳情は、採択として討論いたします。

陳情事項にある、健康にして文化的な最低限度の社会生活ができる賃金を保障するため、最低賃金を大幅に引き上げることとあわせ、この最低賃金の引き上げに対応する中小零細企業に対しては、国や東京都が支援を積極的に行うことを願い、私はこの陳情を採択といたします。

○【小川宏美委員】 陳情提出ありがとうございます。資料もよく読ませていただきました。試算で想定した普通の生活ですよね。これを、最低賃金がどのぐらいであれば賄えるかというところでも数字が出ていましたが、そうするとワーク・ライフ・バランスを配慮した労働時間で換算すると、1,600円から1,700円以上に達するという試算、これは本当に改めて今の働き方を考え直させられました。

もし、これがなかなかこの数字に見合うような賃金払いがないと、本当にお盆も正月もないということ、先ほども御意見にありましたように、何かを削るわけです。そうすると、食べるものや被服費などもどんどん削っていくような生活が強いられるということがわかりました。

また、資料には、大きな都市の生活費は高くで地方の生活費が安いという常識も、これも疑問であるという点も非常に目が覚めさせられた気がいたしています。地方でいけば、住居費は低くなるかもしれないけども、逆に交通費や通信費が非常にかかっているという現実があることもわかりました。

最賃を上げるということで、これで中小零細企業に負担がかかっては大変なことになります。本陳情は、2項目めに、ここは国や東京都による支援を行うことが求められています。よって、1、2とも賛成し、本陳情は採択といたします。

○【高原幸雄委員】 この陳情第4号については、採択といたします。

立川市、八王子市の調査の実態がここに示されておりますけれども、実際今、東京は1,013円ということ考えてみると、例えば月150時間換算と173.8時間換算がここに、1,750円と1,510円ということで、その差が497円、それから737円ということで、非常に大きな開きが、実際の生活に照らしてみると、今の最低賃金というのはやっぱり低く抑えられているというのが、この表からもわかるわけです。アベノミクスで、安倍政権のもとで一層こうした貧困と格差が拡大しているもとで、やっぱり働く国民の生活を安定的に維持していくためには、最低賃金の引き上げがどうしても必要だというふうに思います。

きのう、おとといの新聞で、実は大企業の内部留保が460兆円も存在するというのを考えてみま

すと、やはり貧困と格差が大いに拡大している。これを是正してやっぱり国民の暮らしを守るという点でも、それから、最低賃金1,500円という目標がここに掲げられておりますけども、これは多くの国民の要求、願いになっていると思いますので、その点では採択としたい。

それから、2項目めの、中小零細企業にとってはそれだけの財政的な余力がないという場合は、やっぱり国がしっかりと中小企業の支援策というものを行って、最低、ここの言われている単価を実現できるようにしてほしいということは、いずれも2項目については賛成できますので、採択といたします。

○【香西貴弘委員】 本陳情につきまして、意見を述べさせていただきます。

日本の最低賃金の水準は、確かに他の先進諸国に比べて低い。これは紛れもない事実であります。労働政策研究・研修機構の資料等によりますと、日本の水準というのは、2018年でイギリス、フランス、ドイツなどと比較して6割から7割程度にとどまるという現状がある。これは厳しい現実ではないかというふうに思います。

最低賃金の増額、またそれに伴う賃金全体の水準を向上させていくということは、国民の可処分所得を増加させ、個人消費の伸長につながっていく、これは紛れもない目標、また正しいとこだと思いますので、こうした観点からも、政府は最低賃金引き上げ、今後も取り組むであろうし、また、それを期待するものであります。しかしながら、中小企業への影響の懸念等は、やはり見逃してはならないことだと思えます。最低賃金の引き上げをめぐっては、特にやはり人件費の増加が中小企業の経営を圧迫するという声が非常に多くございます。日本商工会議所は、これは昨年だったと思うんですけども、最低賃金に関する緊急要望等も出され、中小企業の経営実態を考慮せず、3%をさらに上回る目標を設定することには強く反対をした、これもまた事実であろうと思えます。そうした中で、最低でも3%を堅持しながら、とはいえ、やはり着実にやっていく、このことがまさに今、政府には求められているのではないかというふうに私自身思っております。

しかしながら、この本陳情に関しましては、非常に残念でございますが、速やかな時給1,500円。また、大幅に引き上げることが、恐らく陳情者個人のお考えとは違うものだとは思いますが、結果としてそれだけが先に進んでいってしまうということを私は危惧をいたします。なぜならば、例えば、ちょっと長くなって恐縮ですけども、今、3%を継続して上げていくと、計算したんですが、1,500円を超えるのは2034年になります。5%で上げていったとしても2029年、ほぼ10年間です。そして、もし仮に3年あたりでやってしまおうというふうになった場合、20%を継続して上げていくということになると、2023年には1,500円を優に超えるわけですけども、そのときの負担、実は、月で12万ほどになります。3年間に月12万、掛けることの12カ月、それを果たして、全て中小企業の方に、それを負ってください。さまざまな支援をするにしても、そういうことは果たしてできるのか、まずできない。韓国においてすら、2回に分けてやったわけですけども、16.4%、また10.9%という大胆な引き上げを行った結果、大きな、さまざまな問題が生じ、特に若年労働者の失業が相次いだということも聞いております。慎重にも慎重を期していかなければ、働く場すら失われる可能性がある。下手をすると、中小企業淘汰政策になってしまうという懸念も十分あるのではないかというふうに思う次第でございます。よって、本陳情に関しましては、不採択とさせていただきます。

○【藤田貴裕委員】 それでは、採択の立場で討論をしたいと思えます。

ここまで非正規雇用で働く方がふえたということを考えますと、今の時給1,013円ですか、これでは生活ができないというのが、誰が見ても明らかなんだろうなと思えます。新聞の中で時給1,500円

の実現を期待する声は広がっているとありますけども、確かにそういう声は広がっているんだろうなと思います。

その一方で、時給1,500円で一般的な、一般的といっても変ですけども、生活できるのかといえ、ひとり暮らしだったら多分できますけども、そうじゃなかったら決してできないんだろうなという時給の水準だろうと思っています。

私は、労働者の賃金が上がるということについては、これは別に問題ないというふうに思っていますけども、いろんな政策を組み合わせていかなければ、大企業はいいかもしれませんが、特に自営業は大きな影響が出るのかなというふうに考えております。国によっては、生計を立てる人の最低賃金と、学生のアルバイトの金額を変えるですとか、そういうこともやっている国がありますので、日本も非正規雇用で生活しなきゃいけない人と、それ以外に学生などのバイトと、賃金の水準など、ある程度のところまで引き上げたらこういうことも考えないといけないのかなと。学生に対して、授業料の減免だとか、あるいは給付型奨学金ですとか、いろんな制度があると思います。また、あんまり、先進国だけが一方的に賃金が上がっていくと、なかなか働く場所がないという現実的な問題にぶつかってしまうんですね。かつて占領軍が日本に労働組合をつくらせた、その1つの要因は、これがないと日本の賃金が全然上がらなくて、アメリカの産業を潰すだろうということで労働組合法をつくったわけでありまして、日本だけが格好いいこと言っても、産業の空洞化というのは、私も非常に危機感を持っているところでありますので、バランスのいい政策をして、そして賃金が上がって、また、現役世代の賃金が上がれば年金も上がっていくと、多くの人々が豊かな生活を享受することができる。そして、ちゃんと自営業者の方も生活することができる、そういうようなベストミックスの政策が必要だろうなと思っています。

今回は、陳情について、私は、賃金上がる方向はいいだろうというふうな考えがありますので、これについては採択をいたします。

○【関口博委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、意見、取り扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数。よって、本陳情は採択と決しました。

以上で、本会議から付託されました陳情の審査は終了いたします。

ここで休憩に入ります。

午後2時15分休憩



午後2時30分再開

○【関口博委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

令和2年3月6日及び11日開催の会派会議におきまして、議会における新型コロナウイルスの感染症拡大を防止し、市当局がその対策に専念できるよう、その他の付託事件については、委員会審査を行わず、最終本会議で審議することが確認されております。

お諮りいたします。当委員会に付託された陳情以外の事件について、今後の取り扱いは、議長に戻し、議会運営委員会で協議していただくこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、報告事項でございますが、同じく会派会議におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況について以外のものについて、文書による報告とすることが確認されているところでございます。そのような取り扱いとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定いたします。



報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況について

○【関口博委員長】 それでは、報告事項に入ります。報告事項(1)新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況についてに入ります。

当局から報告を願います。副市長。

○【竹内副市長】 それでは、報告をさせていただきます。まずは、去る3月2日から3月5日までの本会議休会に続き、先週3月9日から3月12日まで予算特別委員会の休会の御判断をいただきまして、各部ともに感染症対策に集中して取り組むことができました。改めて感謝申し上げます。また、石井議長、望月副議長におかれましては、この間連日、継続的に情報交換、情報共有の機会をいただきました。重ねて御礼申し上げます。

最初に、国立市内に現時点で感染者は確認されていないということを改めて御報告させていただきます。先回の懇談会の折にも御説明いたしましたが、市内での感染者発生情報は、保健所からの情報を基本に考えております。場合によっては、市内各所からの情報ということもあろうかと思いますが、いずれにおきましても、そのような情報を現在確認しておらず、国立市内に現時点で感染者は確認されていないという状況でございます。

それでは、対策本部等の開催経過、この間の概略の取り組み状況等について、本部事務局を所管しております健康福祉部長から御報告をさせていただき、続いて、本委員会所管の各部局の取り組みを担当部長から補足的に説明をさせていただきます。

○【大川健康福祉部長】 それでは、私のほうから新型コロナウイルス感染症対策本部会議の経過及び市のコールセンターの状況につきまして、概略を御報告させていただきます。

お手元の建設環境委員会資料No.19、9ページ、10ページをごらんください。

2月21日に立ち上げました、この対策本部会議は、永見市長をトップに、健康福祉部と防災担当が事務局を担い、3月13日までに計8回開催してございます。この本部会議におきまして、市内の状況の集約、課題整理、感染症拡大防止策の協議、決定などを行い、市として、市民の皆様への注意喚起を初め、市主催のイベントなどの基本方針及びイベントの中止・休止対応、市の公共施設などの開閉状況、感染拡大防止に向けた市の取り組みなどについて、もろもろの発信を市長室広報を通じて行ってまいりました。

また、この間、東京都に対しまして、中小企業への事業資金並びに雇用確保のための資金繰り支援策、学校の休業に伴う子育て支援策等について、この対策本部会議にて取りまとめ、市長会を通じて意見を上げてまいりました。今後も、各部における感染拡大防止に向けた取り組みを進めるとともに、並行して状況の悪化を想定した具体的な対応策の検討も続けてまいります。

次に、国立市新型コロナウイルス相談センター、市コールセンターと言います。こちらの相談状況

でございますが、2月29日土曜日から昨日3月16日月曜日までの間で約60件の御相談などをお受けいたしております。市コールセンター開始当初は、学校休業に係る学童保育の運営に関しての御相談などが主な内容でした。最近の傾向としまして、御自身の健康不安の御相談や、マスクについての御意見及び問い合わせ、市内でコロナウイルス感染が発生したという誤った情報の問い合わせなどが見られます。市コールセンターは、当初日曜日も対応いたしましたが、3月8日の日曜日には相談件数がなかったということから、現在は平日と土曜日に対応できる体制に変更しております。今後、感染状況の広がりなどによっては再度体制を組み直しまして、強化することも視野に入れて、引き続き状況を注視しながら、市民の方々が安心できるような対応に配慮してまいります。私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○【橋本生活環境部長】 それでは、建設環境委員会の所管であります生活環境部と都市整備部の取り組みについて御報告をいたします。

建設環境委員会資料No.19の6ページから7ページをごらんください。

まず初めに、生活環境部関係でございます。

中小企業支援対策についてですが、融資の関係でセーフティネット保証等や緊急事業資金融資等資金繰り支援の対応、相談を行っております。

次に、外国人向けの情報発信については、東京都ホームページや多言語で外国人向けに情報提供している自治体国際化協会のリンクを市ホームページにも掲載しております。

次に、消費生活関連情報の発信についてですが、マスクの転売禁止、トイレトーパー等の転売目的による買い占めの抑制及び便乗悪徳商法等に関する注意喚起の情報を市ホームページに掲載しております。

次に、各市民プラザ及び各コミュニティ施設についてですが、平常開館をしておりますが、3月末までについては、会議室等の利用の自粛を依頼しております。

次に、公園、児童遊園等についてですが、予防対策等に関し、チラシや張り紙で周知をしております。また、花見の時期における飲食を伴う宴会等の利用を控えていただくよう依頼をしております。

続きまして、都市整備部関係でございます。

南部地域まちづくり課農業振興担当にて管理運営しております、城山さとのいえにつきましては、現在、開館しておりますが、関連イベントは全て中止とし、施設の貸出利用につきましても中止をしているところでございます。なお、トイレの使用と短時間の休憩は可能としておりますが、施設内での飲食は禁止とさせていただきます。入館時には備えつけの消毒液にて手指の消毒をしていただくよう、御理解、御協力をお願いしております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【関口博委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承ります。小川委員。

○【小川宏美委員】 報告ありがとうございます。6の(1)の商工観光係のところ、中小企業支援対策として国が資金繰り支援などを始めましたけれども、これの御相談など、具体的に市に来ているのでしょうか。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。資金繰りににつきましては、特にセーフティネット保証と呼ばれる保証面での支援については、届け出は市役所になりますので届け出を受理しているところでして、この2週間で12件ございました。一番多いときで16日、昨日だったんですけども、4件来ておまして、飲食ですとか、学習塾、美容関係、旅行業が6件、建設系が4件、製造系の事業者

さんが3件、主に卒業式等が延期になったことによって収入が減ってしまった、あるいは中国からの輸出入が事実上とまっているということで影響を受けている、あるいは外出自粛によってお客さんが減っているといったような声が届いております。以上です。

○【小川宏美委員】 よくわかりました。ありがとうございます。引き続き相談に乗って、市役所が受理の形になっているわけですね。よろしく願いいたします。

また、一番下のところの悪徳商法についてのことですが、マスクなどを売るという便乗した商法ははびこっていることもマスコミなどには出ていますけれども、市内でこれは起きていないのでしょうか伺います。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。市内におきましても、マスク、あるいはトイレットペーパーが品薄になっているというようなお話は聞いております。（「高額転売」と呼ぶ者あり）

失礼しました。消費生活相談におきまして、そういったことを規制すべきだというようなお声は規制前にありました。ただ、具体的にそういった被害に関するお話というような相談はございません。以上です。

○【小川宏美委員】 それはよかったです。こういったことは車で回ったりすることも含めて対応をぜひしていただきたいと思います。実際にカードナンバーを入れたりして、かなりの金額を支払ってしまった方もいると新聞にありましたので、この辺、どうぞ対応してください。

もう1つだけ聞かせてください。市内コミュニティ施設や市民プラザ、利用自粛を求めているということですが、利用自粛の方法や、また自粛自体、どのぐらい減っているのでしょうか。その辺の実態を教えてください。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。貸し館に関する自粛の方法ですが、通常のとおりキャンセルできる方はキャンセルをしていただく。それに加えて、通常利用日の5日前までにキャンセルしてくださいというようなことを言っているんですが、コロナの件に関しましては、当日まで柔軟に対応するという方法で還付に応じております。

また、キャンセルがどれぐらい出たかということですが、それほどキャンセルが多く何割も殺到しているというわけではないんですが、一、二割ぐらいの方がキャンセルされているというような実態がございます。自粛の依頼の方法に関しましては、プラザに関しましては、直接電話で連絡しております。また、集会所に関しましては、張り紙、ホームページ、それから指定管理者の皆さんにアナウンスしていただくことによって対応しております。以上です。

○【小川宏美委員】 キャンセルで一、二割減っているということはわかりましたが、市民プラザなどは椅子が置いてあって、誰でも行って使える場所になっています。学校が休みなどのこともあって、図書館に30分以上滞留できなかつたりするので、居場所になっているところに子供さんの姿も結構見かけるんですが、その利用状況だけ最後に伺います。どんな状況でしょうか。

○【三澤まちの振興課長】 プラザのロビーに関しましては、確におっしゃるとおり利用者の皆さんいらっしゃいます。ですので、各ロビーのテーブルを一定間隔離しまして、御利用いただいているという状況でございます。特に統計などはありません。以上です。

○【小川宏美委員】 どうぞよろしく願いいたします。テーブルなどを離しているということがわかりました。また、統計などとらなくても、見回っていただけたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○【香西貴弘委員】 まずは2月末から本日に至るまでさまざまな現場の対応、急に、この所管では

ないですが、学校関係等も含めて休校措置であるとか、さまざまな動きがあった中で、本当に大変な対応をしていただいたんじゃないかなというふうに思っております。一つ一つ万全を期して、今、体制を組んでいただいて、日々、もし万一のことに備えて対応していただいているというところ、まずは感謝を申し上げたいというふうに思います。

所管の中においてということですので、まずは市民プラザ等、またコミュニティ施設等、あと、例えば城山さとのいえ等も書いてありましたが、基本的には自粛している方向なので、恐らく大丈夫とは思いますが、手洗い、アルコールですね、いわゆる手指消毒用のアルコールとか、そういったものというのは十分対応できるものが備えられているのかどうか、その点、確認させていただきたいと思います。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。今、アルコール消毒のお話があったかと思うんですが、残念ながら、現時点では納品待ちの状態です、各施設全てに配備できているという状況ではございません。プラザにつきましては、もともとあった在庫で対応しているところです。また、コミュニティ施設に関しましては、今、入荷を待っているところでして、たしか2月の初旬ごろに発注したものが、今入荷待ちというところで、もうそろそろ入荷されるんじゃないかというふうに見ております。以上です。

○【門倉都市整備部長】 城山さとのいえの御質疑がございましたので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。城山さとのいえにつきましては、おかげさまで消毒の薬がありますので、特に、学校が休みになったということで、東側に広場の空間があるんですけれども、そちらのほうに児童のお子様たちがいらっしゃった後に、トイレを貸してほしいとかいうことで寄られることがあります。あとは外歩きをされている御婦人の方がちょっと休ましてほしいということで寄られることがあります。そのときには、先ほど生活環境部長のほうで申し上げましたとおりですけれども、十分なケアといましようか、消毒をしていただいて御利用いただいているというところでございます。うちのほうは今のところ足りているという状況でございます。以上です。

○【香西貴弘委員】 承知いたしました。ちょっと角度が違いますし、どうすればいいのかということとは答えにはならないと思いますけれども、実際、まちの中の商業施設、お店、飲食店も含めて、逆にそちらのほうに、もちろん民間の一つ一つの事業者なわけです。そこではアルコール消毒できるものがない、足りない、ちょっとやばいみたいな、そういう話がちらほら聞こえてきているというのが正直でございます。あるお店で聞くと、中身はあっても容器がないとか、容器は何とかなるかもしれませんけれども、そういったこともあったりとか、中身そのものをどうするのかとか、結構悩まれているということをお聞きしております。このあたりに対して何らかのアクションというか、何かできることはないのか、念のためお聞きしたいと思います。

○【橋本生活環境部長】 マスクが今かなり不足しているということと、消毒液もなかなか流通が滞っている。まだマスクほどではないというふうな話も受けております。我々としてもそういうふうな備品を、今、防災のほうではコネクションもありますので、そういうところを日々連絡はしていますが、なかなかその辺の情報が、業者からも少し検討させてくれというふうな状況もございます。

また、これは東京都のほうにも備品類の調達という面ではいろいろお話をさせていただいているというところもありますので、そういう少し多角的な面で我々できることを考えながら、対応というふうな部分を検討していきたいと思っております。以上です。

○【石塚陽一委員】 私は今回の報告について、所管部を踏まえて、全般的なことで意見を述べさせ

ていただきます。

今般、突如として発生した新型コロナウイルス感染症の発症問題については、本市では速やかな対応を市長指揮のもとで、副市長が中心になり、関係部署の各部長及び議会からは議長、副議長、事務局局長が参加し、連日対応に努めていただき、現状、事なき状態であることに感謝いたします。

報告によれば、現在の時点では、市内で発症した市民がいなかったことに安堵していますが、市民の皆さんに与えた不安感と驚きの気持ちを持たれた方は多かったと思います。そこで、今さきの委員からも出ておりましたが、昨日現在でも市内でマスク、消毒液、トイレットペーパー、こういうものがこれを置くような医薬品関係のお店から消えていると。入荷しても、朝一番にシャッターをあけるともう並んでいて、すぐなくなってしまう。ということは、やはりためた買い方をしているんじゃないかなと思うんですけども、これも行政のほうで何か、今お話を聞いたら、つてがあるということであれば、市役所のほうで本当に欲しくてもマスクが手に入らない方たちにお1人1枚でも2枚でも配布するようなことも、まだ続く状況の中で検討していただければと思います。

それで、全般的に見た場合には、市の職員さんの市民の皆さんへの支援体制、これは本当に今回、情報収集とあわせながら、議会も各議員さんの同意のもとで協力できた姿はまさにチームワークのよさの結果だと感じております。しかし、この問題で大切なことは、特に、所管外ですけれども、学習の機会を奪われた児童生徒さんたちへの学習面の補習も今後の課題として考えられるものだと思いますので、どうかそういったことをこれからの冬休みだとか、ほかの休みを使つての補習、そんなところも活用していただければと思います。今回の出来事をよき教訓として、危機管理体制の確保と、さらなる充実にも努めていただきたいことを願って意見いたします。以上です。

○【藤田貴裕委員】 それじゃ、議会の休会中に、市長は結構いろいろな施設を回って、市内の様子をごらんになったと思います。私もいろいろな商売をやっている人のところに行くと、物すごくお客さん少ないな、そういう率直な感想がありますけれども、市長が実際市内をごらんになって、どういうふうな状況なのか、ちょっと御説明していただいてよろしいですか。

○【永見市長】 私は、2つの系統っておかしいですけれども、公共施設、これを中心に1つは回らせていただきました。これは学校がお休みになる、それからさまざまな利用の自粛をしていただく等々のことがございまして、1つには、子供たちがどういう形で生活を送っているのか。そこに危ないっておかしいですけれども、不安とか、さまざまな課題はないのかというようなことを見るために、1つは学童保育を中心に何カ所か回らせていただきました。それから保育園、それから忘れてならないんですが、実は預かりをやっている幼稚園も回らせていただいております、それぞれどのような状況かということを見て回りました。

とりわけ学童について言えば、4割から5割の出席率で通常より少ないということ、それだけ保護者の方々が集団的な保育に危険性を感じているために、自宅で見守っている方が結構いらっしゃるんだなと思いましたが、一方、登所されている子供たちは、どうしても子供ですから一緒に群れる、あるいは建物の中で過ごすということで、これは教育委員会のほうに申し上げたんですが、校庭を自由に使えるようにしてほしいということで、これは既に実現いたしました。それで広いところで、濃厚接触のないような風通しのいいところで遊んでもらうということを見た中から判断させてもらいました。

それから、幼稚園についても預かりはかなりの数が見えていましたけれども、それも園長先生方とお話をして、問題なく過ごしているということを見ました。それからプラザも回りましたし、図書館

も公民館も見て回らせていただきました。それぞれさまざまな工夫をしていただいて、濃厚接触のないような形でうまくいっているなと思いました。

そして、時間潰しちゃって申しわけないです。もうちょっと短くします。あと民間のほうはどこへ行ったらいいかということで、まず最初に、市内の税理士さんのところへ行きました。今ちょうど確定申告の時期ですから、さまざまな御商売をされている方と接触がありますので、その情報はどのような情報だろうか、どういふところに苦労されているのかというように把握してまいりました。その中では花屋さん、花さんは、ちょうど学校が終わる、あるいは入学式がある、それから歓送迎会がある、あらゆる面で全て花がなくなったという、贈答用の花、一番書き入れどきがなくなってしまったというようなお花を扱う業態の方々、それから飲食業の方、先ほど話がありました飲食業、それから製造業の方々、中国から備品が入らないので、発注はあるんだけども工事ができないとか、建設業の方とか、やはり中小のところはかなりしわ寄せがあるということで、これは東京都市長会を通じての中にもそういう支援ということを盛り込ませていただいたことがあります。

それから、もう1つは、市内のいろいろな業態の個別のところを少し回らせてもらいました。今、税理士さんから聞いた範囲のところを個別に回って、倒産とは言いませんが、かなり厳しいというような印象を受けて、何とかこの期間を持ちこたえられるような支援を東京都挙げてやっていかなきゃいかんかろうというようなことを今努めさせていただいていると、そんな印象でございました。

○【藤田貴裕委員】 ありがとうございます。子供関係ではいろいろと対処していただいたと。所管の委員会については、税理士さんに会いに行っているいろいろな情報を伺ってきたということでしたけれども、具体的には、東京都に上げないといけないような要望が多いんですか。国立市でできるような要望というのは余りないんですか。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。まず、補償面とか融資面では、国、あるいは東京都の施策がかなり充実しているということで、国立市も緊急事業資金融資というのをやっているんですが、数としては、東京都、あるいは公庫の利用が多いといったところです。国立市においてどういったことができるかということに関して、今、検討を進めているところであるんですが、例えば東京都の制度を使った融資に関して、利子は自己負担になりますので、そこを補給できないかですとか、そういったことを今検討していきたいというふうに考えています。以上です。

○【藤田貴裕委員】 お客さんが突然減って、つなぎ融資の話も出ていましたけれども、本当に大変な状況でありますので、ぜひしっかりとした対応をやっていただきたいと思います。

もう一点、公共施設のほうは消毒液がないと聞きましたけれども、結構保育園なんかは市内の商店街に頼んだら、かえって感謝されたという話を聞いたんですけど、公共施設はないんですか、消毒液。

○【橋本生活環境部長】 この所管の中で、プラザのところは十分前からあったんですけども、各コミュニティ施設、集会所のほうは、今ちょっと配られていないというふうな状況なので、間もなく入ってくる予定ですので、来たら早速配りたいと思います。そのほかのところは、特段今、本部のほうでもないというふうなことは聞いていませんので、ある程度行き渡っているのではないかと考えております。以上でございます。

○【藤田貴裕委員】 市内の商店街へ行ったら、いやあ偶然手に入りまして、保育園に配って本当に喜ばれたんですという話を聞いたから、消毒液、大丈夫かなと思ったけど、コミュニティ施設があったというから、市内でちゃんと入りますから、ぜひ市内の業者に発注するというのをやったほうがいいと思います。

それとごみの収集は、もし緊急事態はどういうふうな体制をとっているのか教えてください。

○【橋本生活環境部長】 これは業務継続計画の中で検討しております。それで、今、収集業者は2社頼んでおるんですが、その中で、万が一こういうコロナというふうな事態が起こったときに、収集の優先度合い、まず、可燃ごみは優先的にとっていくべきだろうと。その他の不燃系以下のごみを、その状況によって、台数が何台休まなきゃいけないかによって優先順位を決めながらやっていくというふうなところになるかと思えます。また、環境センターにつきましても、これは委託をしている部分がございますので、その部分につきましても、大体7割ぐらいのところ稼働できるようなイメージは持っているんですが、それを下回った場合に、何か優先度合いをつけながら継続してやっていかなきゃいけないというふうな中で、今、詳細を詰めているところでございます。

○【藤田貴裕委員】 可燃ごみの収集というのは、おおむね心配ないという考えでいいんですか。そして、資源ごみとかそういうのは、幾分収集頻度を下げようとか、そういうことなんですか。

○【橋本生活環境部長】 可燃ごみは、まず、これはやっていかなければいけないと思っております。ただ、これもどれだけ、例えば2社業者が全台もしとまった場合にどうするかというところはあるんですが、2社あるので、そういうリスクは避けられるのではないかと考えているので、可燃ごみは優先的にとれるのではないかと今考えているところでございます。

○【青木健委員】 この間の対応、本当に御苦労さまでございました。議会としては、皆さんの邪魔にならないというような思いから、このような措置をとらせていただいたんですけども、今、非常に閉塞感が充満しているんじゃないかなと思うんです。国においてもさまざまな自粛等の規制が出ておりますが、国立市としては、今、私ども委員会の所管で言いますと、コミュニティ施設、それからプラザですとか、特筆するのは、これからのことですけど、花見期における飲食を伴う宴会ですよ。これらについての自粛をお願いしているわけですけども、この自粛のお願いというのは、国の指導に従ってやるということの理解でよろしいのでしょうか。市独自でいつまでですよということを決めて、それ以降は解禁にするというようなことなのでしょうか。

○【橋本生活環境部長】 これは特段、国の指導があったということではなくて、市の本部会議、これはコロナウイルスの本部会議の中である程度整理をして対応を決めたものでございます。それで、我々としても、なかなか自粛というの、今質疑委員さんおっしゃるとおり、閉塞感という中でどうなんだろうというふうなことも考えておったんですが、やはり身体の安全というんでしょうか、そこを重要視させてもらいまして、このような方針を立てさせていただいたというふうな状況でございます。

○【青木健委員】 そうしますと、国の指導ではなくて、市独自だということであるならば、この自粛要請というのはいつまでというふうに考えられているんですか。

○【橋本生活環境部長】 なかなか現時点でいつまでというのは、この状況が難しいと思っております。日々変わってくると。まず1つの目安とすると、19日に国のほうである程度次に向けての方針が出ますので、その方針を見て、当然、今3月期まではイベントをある程度自粛していますが、4月以降についてどういうふうになっていくのか。その辺を市の中で整理して確認していきたいというふうに考えているところでございます。

○【青木健委員】 そういうことであるならば、そのお考え自体は尊重しますが、ある程度私は国の方針に従ったほうがいいのではないかと。各自治体が勝手な自分の判断で行うことによって、もしもそこでクラスターなんていうことを生んだら、その責任をとれますかと。庁内においてだって

そう、誰かが発症したとしたら、この機能は停止してしまうかもしれないという、そういうような今局面にあるわけですよね。ですから、国が安全ですよという判断を下すなら、私は全面解禁にしてもいいというふうに思いますが、そうでなければ、市の勝手な判断で誤った自粛の規制の撤廃とかということについてはやめていただきたいということを申し上げて、終わります。

○【高原幸雄委員】 この間のコロナウイルス対策については、市のほうも対策のためにいろいろ御苦労さまでございました。何点かちょっと確認させていただきたいんですけども、生活環境部のほうで、商工観光係のところでは中小企業の事業資金の運用の関係で、これは相談があったということですが、主な相談の中身というのはどういう中身でしょうか。

○【三澤まちの振興課長】 皆様方、売上げが極端に落ちているので、その資金繰りが立ち行かないということで融資の御相談にいらっしゃっている、手続に来ていらっしゃっているということになります。先ほど少し答弁申し上げたとおり、卒業式など、あるいは入社式を延期してしまったとか、先ほどの中国の輸出入が、業者がとまってしまったとか、そういったお話しなんですけれども、業種は非常にさまざまです、特に製造業がとか、特に建設業がというだけでなく、旅行関係、アパレルの販売も来ていますし、あるいは雑貨の製造ということも来ていますし、非常にさまざまな業種から融資の相談、申請が来ているという状況です。以上です。

○【高原幸雄委員】 そこで、これは今回の対策上、東京都の融資制度や、あるいは国のそういうものの紹介なり説明というか、市のほうからきちっと相談者に説明するということなんですけれども、市として独自に上乗せして政策を展開するとかというようなことは、どんなふうに考えていますかね。

○【三澤まちの振興課長】 国や東京都の制度に対して上乗せしていけないかということをご検討していきたいというふうに考えております。具体的には、東京都の融資は利息を負担しなくちゃいけない。国のほうは無利子・無担保ということなんですけれども、東京都の場合は無利子ということではないので、そういったことの上乗せができないかなどを今担当レベルで検討しているところでございます。以上です。

○【高原幸雄委員】 ぜひ検討していただきたいというふうに思うんです。そこで、実は今、国会でも大変大きな論戦になっていますけれども、例の会社を休んだ場合の賃金補償、正規職員と、特にフリーランスの方の賃金補償というのが約半分になっている、こういう実態というのは、国立市においても同じような実態としてあらわれているんですかね、そこまでは。

○【関口博委員長】 高原委員、今の質疑は、半額になっているというのは、フリーランスの補償が半額になっているというのはそのとおりだけれども、何を確かできているかという、質疑の内容がちょっと、もう一度お願いします。

○【高原幸雄委員】 国の政策について、いわゆる人件費が会社に勤めている方は8,000円幾ら、それからフリーランスの方は約4,100円でしたっけ、いうことでかなり格差があるということで、そういうものに対する、市のほうへの問い合わせや相談、あるいは対策ということについての話は市民からないですか。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。フリーランスの方々からの直接の御相談というのは、今のところ市には寄せられていない状態です。以上です。

○【高原幸雄委員】 最後にしますが、市長以下、この取り組みは大変旺盛的に対策を講じてこられたと思うんですけども、こうした市の対策について予算が、財政的な負担がかかりますよね。そういう点で2019年度の予算には今の対策費用というのは何を充てているんですかね。費用負担としては

予備費、（「新年度予算」と呼ぶ者あり）19年度、まだ3月。

○【関口博委員長】 では、所管の部分に関して答弁願います。

○【黒澤政策経営課長】 国や都から緊急対応としてさまざま交付金ですとか、補助メニューが示されておりますけれども、まだ詳細なところが、例えば特別交付税を後で充てるとか、あと国補助が出るものについては、現在既存の予算で対応できるところは対応している、そのような状況でございます。

○【高原幸雄委員】 最後になります。2020年度予算については、どんなふうに市長は考えているのでしょうか。

○【永見市長】 これは後ほど各会派の皆様にご説明に参りますけれども、2020年度当初予算の1号補正を、この後、最終本会議へ向かって出させていただきます。その中には、さまざまな衛生関係の消耗品であるとか、あるいは、ちょっと意外だったんですけども、紙ごみが中国との関係の中で逆有償になりまして、お金を払わないと紙ごみを取ってもらえないというような、直接以外のところでそんな経費も補正を組まざるを得ないとか、さまざまなことが出てきております。そのような予算を1号補正として、申しわけないんですが、最終本会議に出させていただきますということでございます。御了解いただきたいと思っております。

○【関口博委員長】 全員が終わりましたので、報告事項(1)新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況についてを終わります。

以上で本日の案件は終了いたしました。



○【関口博委員長】 これをもって、建設環境委員会を散会といたします。

午後3時11分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和2年3月17日

建設環境委員長

関 口

博